

御 前 崎 市
こども計画

令和7年度 → 令和11年度



令和7年3月
御前崎市

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の背景	2
3 計画の位置づけ	4
4 計画の期間	5
5 計画の策定体制	5
第2章 子ども・子育てを取り巻く状況	6
1 人口動態と子ども世帯	6
2 少子化の動向	9
3 保育環境・教育環境の状況	15
4 子育て支援事業の提供体制（令和6年度）	17
5 子ども・子育てに関するアンケート調査からみる現状	18
6 前計画からの課題	39
第3章 計画の基本的な考え方	42
1 基本理念	42
2 基本目標	43
3 施策体系	44
第4章 施策の展開	45
1 すべての子どもの健やかな育ちを支える支援	45
2 スクラムで推進する途切れない教育	52
3 子どもの育ちをみんなで支える地域づくり	62
4 困難を抱える子ども・若者とその家族への支援	67

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 76

- 1 量の見込みと確保方策の考え方 76
- 2 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育 80
- 3 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進等に関する事項 82
- 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策 83

第6章 推進体制 98

- 1 計画の推進 98
- 2 計画の実現に向けた役割 98
- 3 計画の進行管理 99
- 4 計画の公表 100
- 5 国・県との連携 100

資料編 101

- 1 こども基本法 101
- 2 御前崎市子ども・子育て会議条例 106
- 3 御前崎市子ども・子育て会議委員名簿 108
- 4 用語解説 109



計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国の子どもたちを取り巻く社会環境をみると、少子高齢化や核家族化の進行によりライフスタイルや価値観が多様化し、生活環境の変化とともに、児童虐待やひきこもりなどの家庭問題、地域社会のつながりの希薄化に関する問題は依然として解決すべき課題となっています。また、自殺やいじめなどの生命・安全の危機、子育て家庭の孤独・孤立、格差拡大などの問題も近年顕在化しています。

近年の重要な展開として、令和5年4月に「こども基本法」が施行されました。「こども基本法」は、日本国憲法、児童の権利に関する条約の精神に則り、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すものとしています。また、同じく令和5年4月に「こども家庭庁」が発足し、令和5年12月には、「こども基本法」の理念に基づき、子ども政策を総合的に推進するための政府全体の子ども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定され、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、子どもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要であるとされています。

本市では、平成17年度に「御前崎市次世代育成支援行動計画」を策定し、子どもや母親を対象とした健診事業や、子育て家庭への独自の助成制度、いち早い認定こども園の開設、保・幼・小・中での教育観の共有等、福祉・教育の両面からの支援事業を展開してきました。

また、これまで取り組んできた次世代育成の施策を継承する計画として、平成27年度に「御前崎市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、検証を行ってきました。

令和2年度には、「第2期御前崎市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、本市の恵まれた自然に誇りを感じながら、安心して子どもを産み育てることのできる環境をつくり、明るい笑顔でたくましく生きる子どもの育成を目指して、総合的な子ども・子育て支援を推進してきました。

本計画は、「第2期御前崎市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が終了することに伴い、社会情勢や「こども大綱」の方向性など国の動向を踏まえ、子どもの権利の擁護、子ども若者支援施策の充実を図るため「御前崎市こども計画」を策定し、そのプランに沿って計画的に施策を推進していきます。

2 計画の背景

近年の制度改正の動向として、以下のような内容があります。

(1) 子ども・子育て支援新制度

- ・平成24年8月に子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が成立。
- ・平成27年4月から「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」「地域の子ども・子育て支援の充実」を目的とした子ども・子育て支援新制度を開始。
- ・令和元年10月に、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児教育・保育の無償化を開始。

(2) 子ども・若者支援

- ・平成22年4月に「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、同年7月に「子ども・若者ビジョン」を策定。
- ・平成28年2月には「子ども・若者ビジョン」の見直しが行われ、「子供・若者育成支援推進大綱」を策定。
- ・令和3年4月に第3次となる大綱を策定。改定後の大綱では、「全ての子供・若者の健やかな育成」「困難を有する子供・若者やその家族の支援」「創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援」「子供・若者の成長のための社会環境の整備」「子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援」の5つの基本方針が掲げられた。

(3) 子どもの貧困対策

- ・平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行、同年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」を策定。
- ・令和元年6月に同法が改正。令和元年11月には法改正を踏まえた新たな大綱が策定され、分野横断的な基本方針として、親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援体制の構築や、支援が届いていないまたは届きにくい子ども・家庭に配慮して対策を推進すること等が明記された。
- ・令和6年6月19日に改正法として「こどもの貧困の解消に向けた対策推進法」が成立。子どもの貧困対策を強化するため、民間で活動する団体への財政支援を充実させることや当事者の意見を踏まえた対策の実施などが盛り込まれた。

(4) 児童福祉法の改正

- ・令和4年6月に児童福祉法を改正。一部を除き、令和6年4月から施行。
この改正では、区市町村において、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることや、一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上、社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化などの内容が盛り込まれた。

(5) こども基本法の成立

- ・令和4年6月に「こども基本法」が成立し、令和5年4月から施行。
- ・同法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約に則り、子ども施策を総合的に推進することを目的とし、全ての子どもが個人として尊重され、基本的人権が保障されること、差別的扱いを受けることがないようにすること、教育を受ける機会が等しく与えられること、意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されることなどが基本理念として掲げられている。

こども施策に関する大綱（こども大綱）【こども基本法第9条に規定】

- ・こども施策を総合的に推進するため、基本的な方針、重要事項を定めるもの。
- ・これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策の推進に関する大綱」が束ねられ、「こども大綱」に一元化。

(6) こども家庭庁の創設

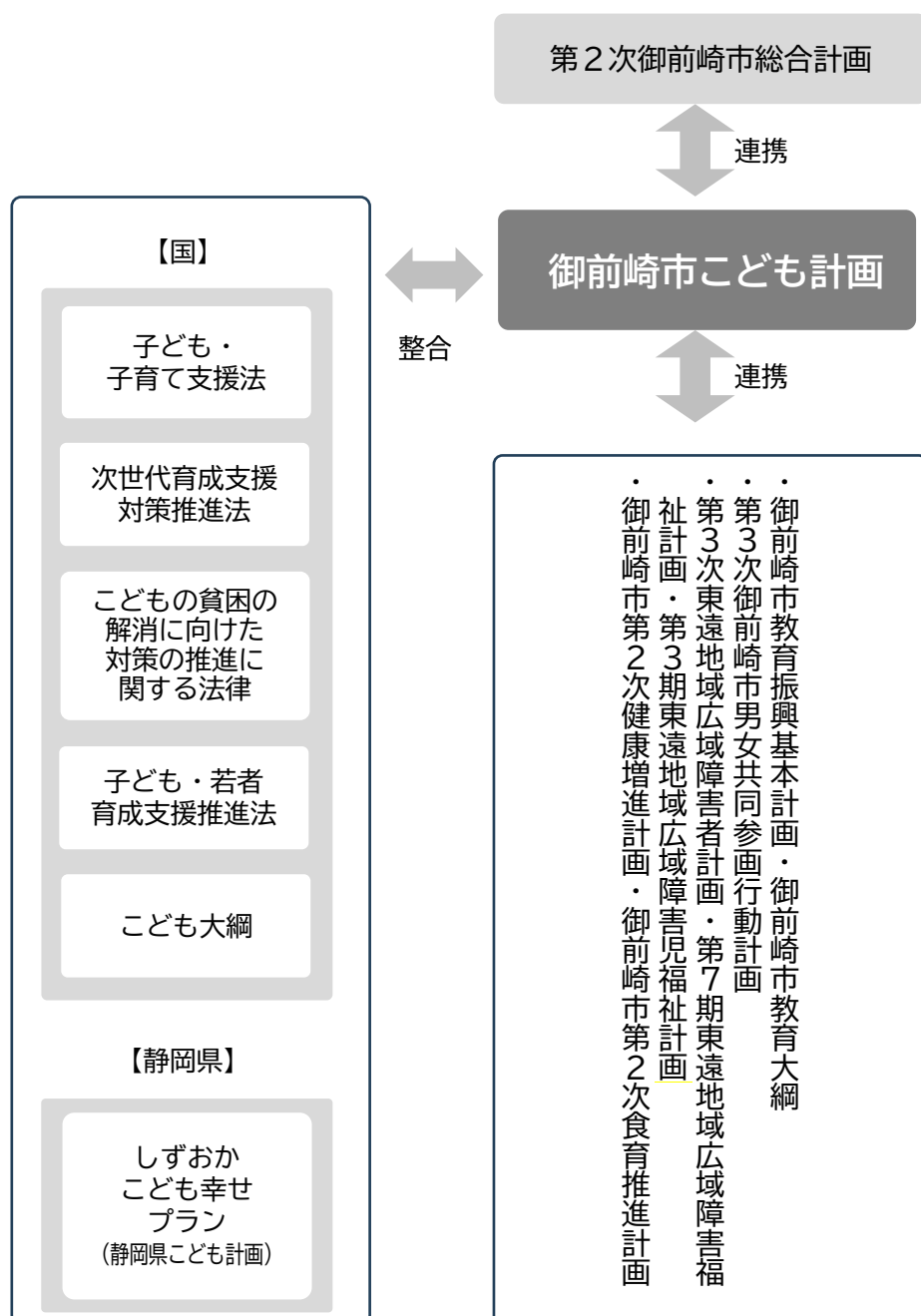
- ・令和4年6月に、こども家庭庁設置法が「こども基本法」と同時に成立。
- ・令和5年4月に法が施行されるとともに、内閣総理大臣の直属の機関として、内閣府の外局にこども家庭庁を設置。
- ・こども家庭庁は、子ども政策に関し他省に属しない事務を担い、各省庁の間で抜け落ちることがないよう必要な取組を行うとともに、新規の政策課題に取り組むこととされている。また、これまで別々に担われてきた司令塔機能がこども家庭庁に一本化された。

3 計画の位置づけ

本計画は、第2期御前崎市子ども・子育て支援事業計画を継承し、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に該当するとともに、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」の性格を併せ持ちます。そして、計画の一部は、こどもの貧困の解消に向けた対策推進法に基づく「子どもの貧困対策推進計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」を包含するもので、これらの計画と一体的に策定するものです。

また、「第2次御前崎市総合計画」の下位計画（アクションプラン）として、関連する他の計画と連携をとりながら策定します。

位置づけ図



4 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

計画期間

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
第2期子ども・子育て支援事業計画	御前崎市こども計画					次期計画

5 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て支援ニーズ調査の実施

本計画の策定に先立ち、就学前児童、就学児童を持つ保護者、子ども・若者（小学生、中学生、高校生から29歳）に対しニーズを把握するため、令和6年7月から8月にアンケート調査を実施しました。

(2) 御前崎市子ども・子育て会議の開催

本計画の内容を審議するため、御前崎市子ども・子育て会議を開催し、保育園・幼稚園・小学校の保護者代表や学識経験者、保育・教育関係者、児童福祉分野の団体の代表者など各方面の有識者の参画によって、より実効性の高い計画策定を目指し、議論を行いました。

(3) パブリックコメントの実施

計画策定にあたっての意見を広く市民から募集しました。

受付期間：令和7年1月21日(火)から令和7年2月19日(水)まで

意見総数：9件

第2章

子ども・子育てを取り巻く状況

1 人口動態と子ども世帯

(1) 総人口と年少人口の推移

御前崎市の総人口は、令和6年3月31日現在30,125人で、令和2年から減少しながら推移しています。

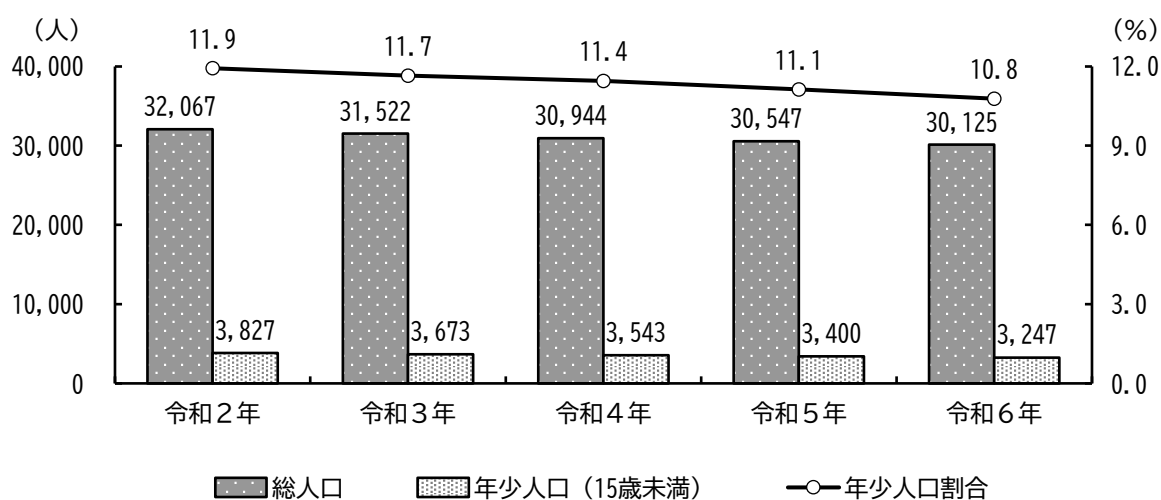
年少人口（15歳未満）は、令和6年3月31日現在3,247人で、令和2年と比較して580人の減少となっています。それに伴い年少人口割合も低下傾向で推移し、10.8%となっています。

総人口と年少人口の推移

単位：人、%

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総人口	32,067	31,522	30,944	30,547	30,125
年少人口(15歳未満)	3,827	3,673	3,543	3,400	3,247
年少人口割合	11.9	11.7	11.4	11.1	10.8

資料：御前崎市年齢別統計表 各年3月31日現在



(2) 世帯数及び1世帯あたり人員の推移

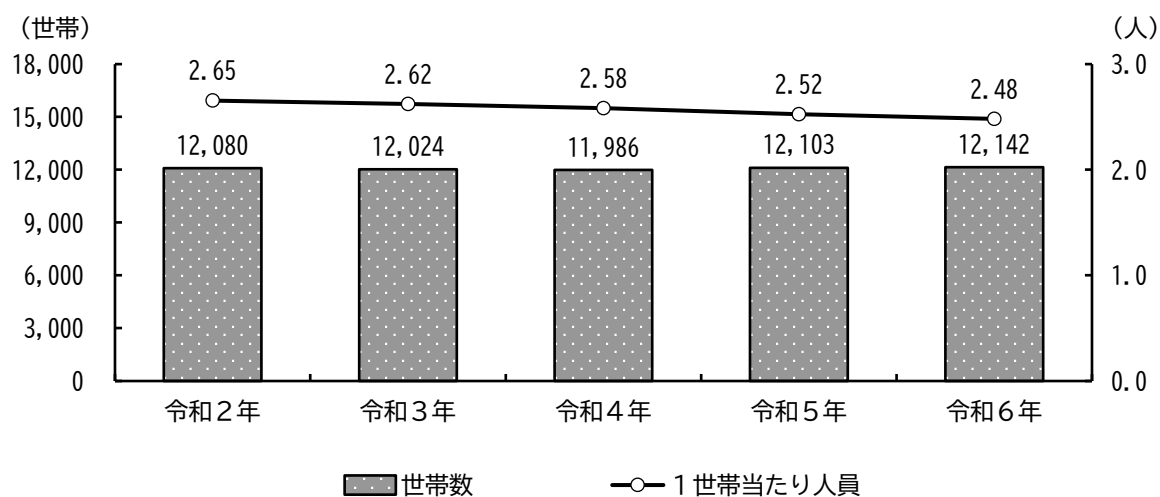
世帯数は、令和2年から減少傾向で推移していましたが、令和4年以降、増加に転じています。令和6年3月31日現在、12,142世帯で令和2年と比較して62世帯の増加となっています。一方、1世帯あたり人員は減少傾向で推移しており、令和6年は2.48人となっています。

世帯数及び1世帯あたり人員の推移

単位：世帯、人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
世帯数	12,080	12,024	11,986	12,103	12,142
1世帯あたり人員	2.65	2.62	2.58	2.52	2.48

資料：静岡県御前崎市行政区別人口統計表 各年3月31日現在



(3) 世帯の家族類型

国勢調査による家族類型別世帯をみると、令和2年時点の核家族世帯（5,889世帯）は、総世帯数（11,467世帯）の51.4%を占めています。核家族世帯のうち、「夫婦と子ども」世帯が約5割を占め、「母親と子ども」「父親と子ども」世帯が合わせて17.9%となっています。

世帯の家族類型の推移

単位：世帯

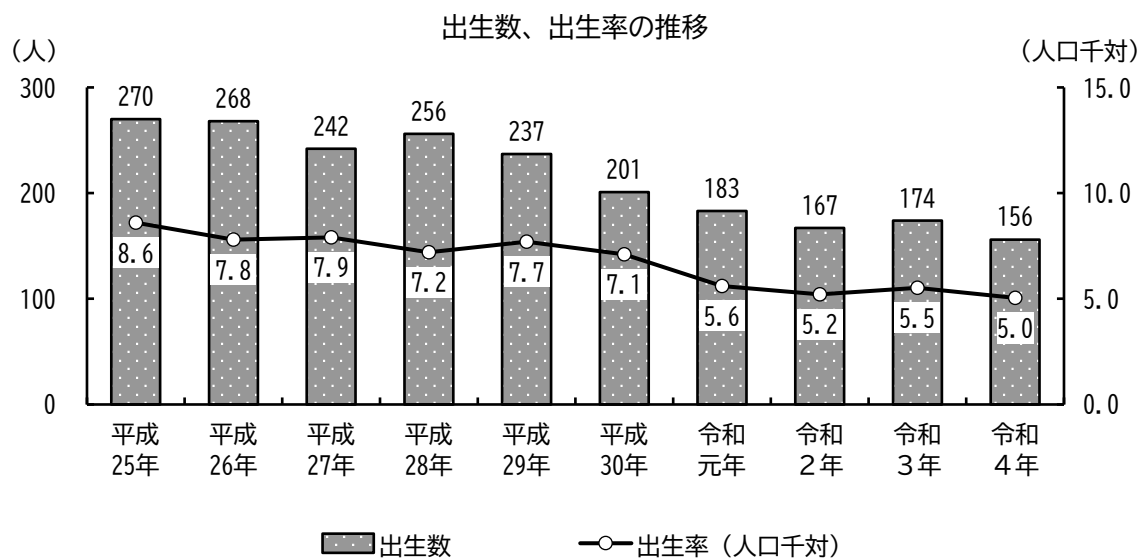
家族類型別世帯	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	6 歳未満 親族のい る世帯 (再掲)	18 歳未満 親族のい る世帯 (再掲)
総数（A + B + C）	11,473	11,224	11,467	935	2,622
A 親族のみの世帯	8,520	8,161	8,112	928	2,611
1 核家族世帯	5,495	5,531	5,889	649	1,725
（1）夫婦のみの世帯	1,768	1,850	2,052	-	-
（2）夫婦と子供から成る世帯	2,859	2,765	2,783	615	1,497
（3）男親と子供から成る世帯	143	158	187	2	35
（4）女親と子供から成る世帯	725	758	867	32	193
2 その他の親族世帯	3,025	2,630	2,223	279	886
（1）夫婦と両親から成る世帯	183	163	141	-	-
（2）夫婦とひとり親から成る世帯	344	389	383	-	-
（3）夫婦、子供と両親から成る世帯	852	654	472	77	319
（4）夫婦、子供とひとり親から成る世帯	790	699	570	46	214
（5）夫婦と他の親族（親、子供を含まない）から成る世帯	30	21	31	4	10
（6）夫婦、子供と他の親族（親を含まない）から成る世帯	143	155	150	33	93
（7）夫婦、親と他の親族（子供を含まない）から成る世帯	80	81	63	13	20
（8）夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯	392	259	203	95	184
（9）兄弟姉妹のみから成る世帯	39	45	58	-	-
（10）他に分類されない世帯	172	164	152	11	46
B 非親族を含む世帯	106	98	83	7	11
C 単独世帯	2,847	2,965	3,272	-	-

資料：国勢調査

2 少子化の動向

(1) 出生数と出生率の推移

出生数、出生率（人口千人あたり）の推移では、出生数は上昇する年もありながらも、全体としては減少傾向にあり、令和4年では156人、出生率（人口千人あたり）は5.0となっています。



資料：静岡県人口動態統計、御前崎市年齢別統計表

(2) 未婚率の推移と比較（男性）

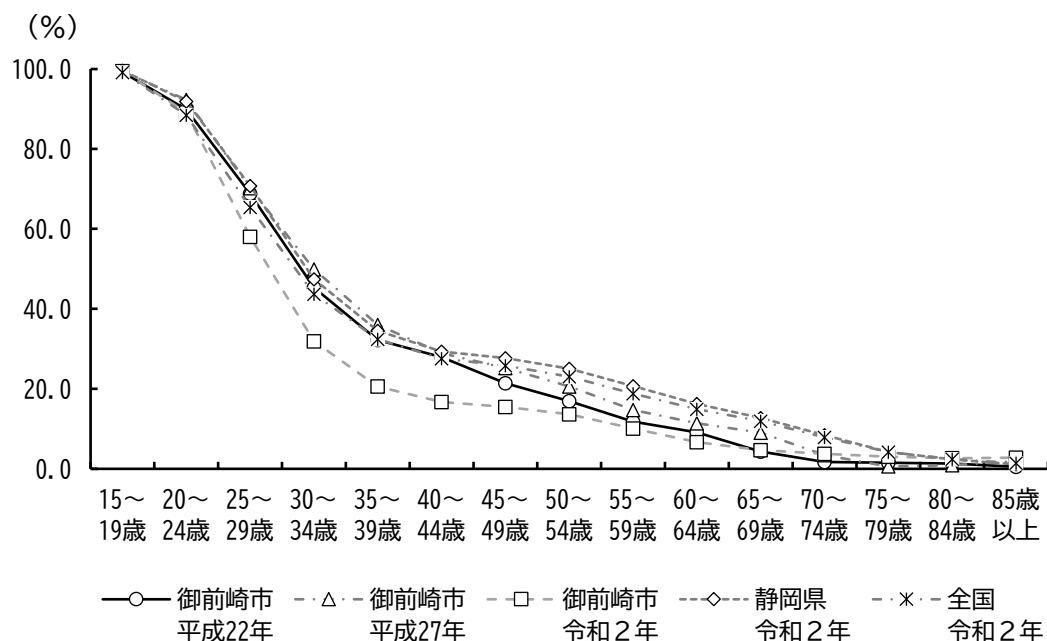
国勢調査によると令和2年時点の男性の未婚率は、30～34歳が31.9%、35～39歳では20.5%となっています。平成22年と比較すると、25～44歳の未婚率が大きく減少しています。

未婚率の推移の比較（男性）

単位：％

	御前崎市			静岡県	全国
	平成22年	平成27年	令和2年	令和2年	令和2年
15～19歳	99.2	99.4	99.4	99.6	99.1
20～24歳	89.9	92.3	89.1	91.9	88.5
25～29歳	68.8	70.2	58.0	70.7	65.4
30～34歳	45.3	49.9	31.9	47.4	43.7
35～39歳	32.2	36.0	20.5	34.5	32.4
40～44歳	27.9	28.9	16.7	29.3	27.6
45～49歳	21.4	25.2	15.4	27.7	25.8
50～54歳	16.9	20.6	13.6	25.0	23.0
55～59歳	11.8	14.7	10.1	20.7	18.8
60～64歳	9.1	11.4	6.7	16.2	14.9
65～69歳	4.3	9.0	4.7	12.7	11.9
70～74歳	1.7	3.4	3.7	8.4	7.9
75～79歳	1.5	0.6	3.0	4.2	4.2
80～84歳	1.3	0.9	2.6	2.3	2.4
85歳以上	0.5	1.9	2.8	1.1	1.4

資料：国勢調査



(3) 未婚率の推移と比較（女性）

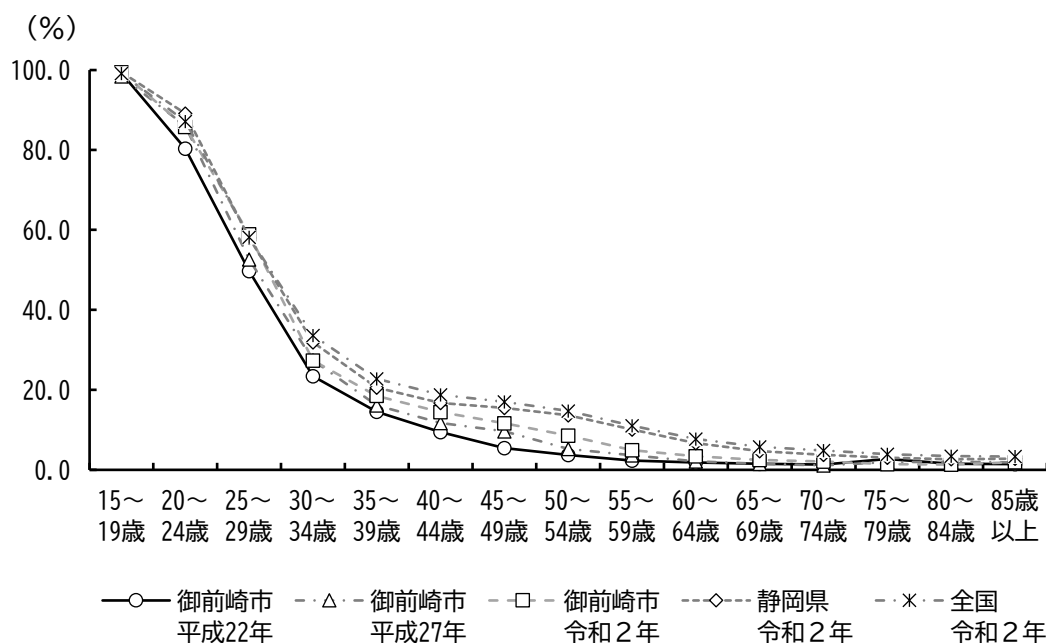
国勢調査によると令和2年時点の女性の未婚率は、25～29歳で58.9%、30～34歳が27.3%となっており、15～19歳及び25～29歳を除いて静岡県を下回っています。平成22年と比較すると、25～49歳までの未婚率の上昇が大きく、未婚及び晩婚化が進行していることがうかがえます。

未婚率の推移の比較（女性）

単位：％

	御前崎市			静岡県	全国
	平成22年	平成27年	令和2年	令和2年	令和2年
15～19歳	99.2	98.4	99.4	99.4	99.1
20～24歳	80.3	86.0	85.7	89.1	87.1
25～29歳	49.7	52.6	58.9	58.0	58.2
30～34歳	23.4	27.4	27.3	31.9	33.6
35～39歳	14.5	16.1	18.5	20.5	22.8
40～44歳	9.4	11.7	14.4	16.7	18.8
45～49歳	5.4	9.6	11.6	15.4	17.0
50～54歳	3.7	5.2	8.5	13.6	14.7
55～59歳	2.3	3.6	4.9	10.1	11.0
60～64歳	1.8	2.1	3.4	6.7	7.7
65～69歳	1.5	1.5	2.5	4.7	5.7
70～74歳	1.3	1.1	2.1	3.7	4.8
75～79歳	2.7	1.9	1.4	3.0	3.9
80～84歳	1.5	2.0	1.3	2.6	3.4
85歳以上	1.4	1.8	1.9	2.8	3.3

資料：国勢調査



(4) 年齢別労働力率の推移と比較（女性）

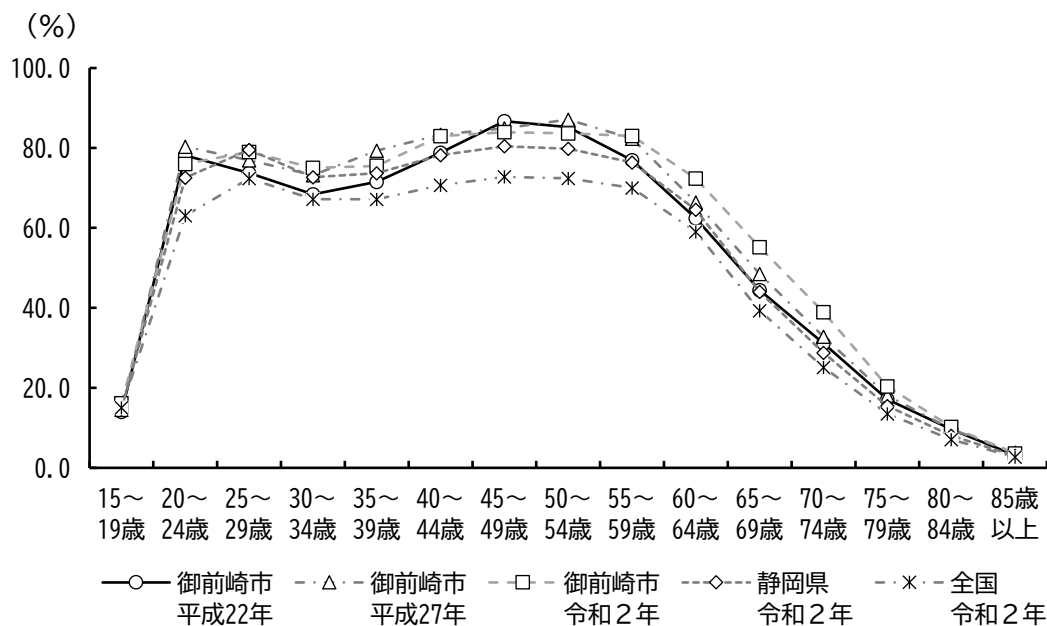
国勢調査によると令和2年時点の女性の労働力率は、25～29歳では県平均を下回っていますが、他の年齢層では県平均・全国平均を上回っています。平成22年と比較すると20～24歳、45～54歳は下回っていますが、他の年齢層で労働力率は高くなっています。

年齢別労働力率の推移と比較（女性）

単位：％

	御前崎市			静岡県	全国
	平成22年	平成27年	令和2年	令和2年	令和2年
15～19歳	14.0	14.5	16.1	14.8	15.0
20～24歳	78.1	80.3	76.0	72.6	63.1
25～29歳	73.7	76.9	79.0	79.5	72.3
30～34歳	68.4	73.2	75.0	72.7	67.2
35～39歳	71.5	79.3	75.5	73.7	67.2
40～44歳	78.8	83.3	82.9	78.2	70.7
45～49歳	86.7	84.9	84.0	80.4	72.8
50～54歳	85.2	87.1	83.6	79.8	72.4
55～59歳	76.9	82.3	83.0	76.4	70.0
60～64歳	62.4	66.4	72.3	64.6	59.0
65～69歳	44.4	48.5	55.2	44.0	39.3
70～74歳	31.1	32.8	38.9	28.7	25.1
75～79歳	17.1	18.1	20.4	15.5	13.5
80～84歳	9.6	9.6	10.2	8.0	7.1
85歳以上	3.1	3.8	3.6	3.0	2.7

資料：国勢調査



(5) 母の年齢別出生数の推移

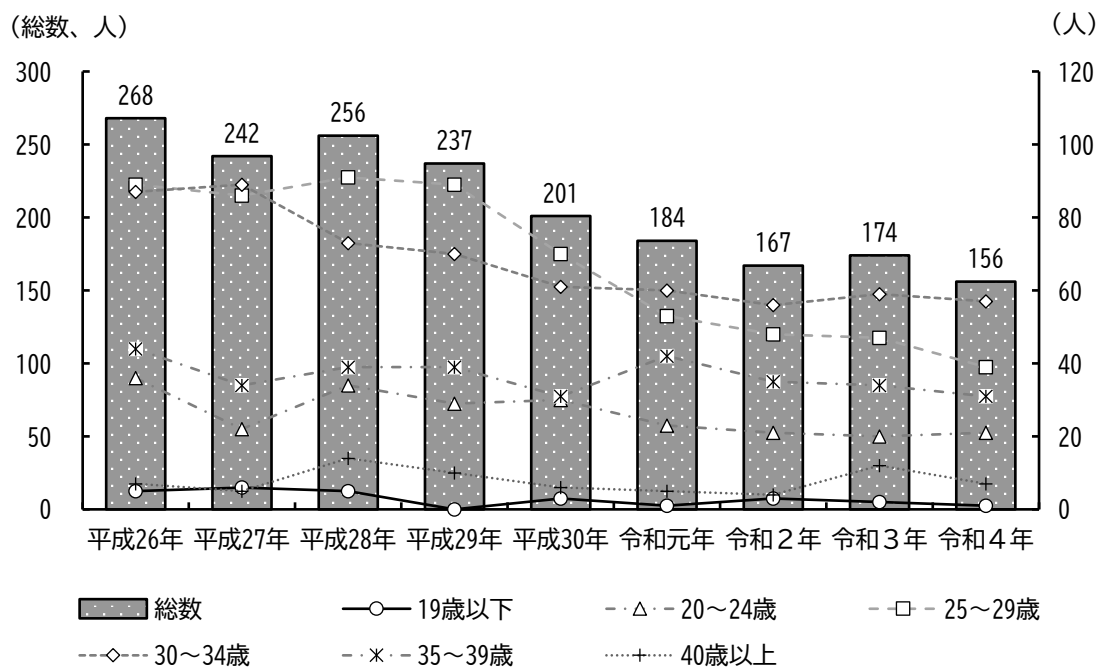
母の年齢別出生数の推移をみると、総数は減少傾向で推移しており、令和4年で156人となっています。平成26年と比較すると25～29歳の出生数が顕著に減少しています。

母の年齢別出生数の推移

単位：人

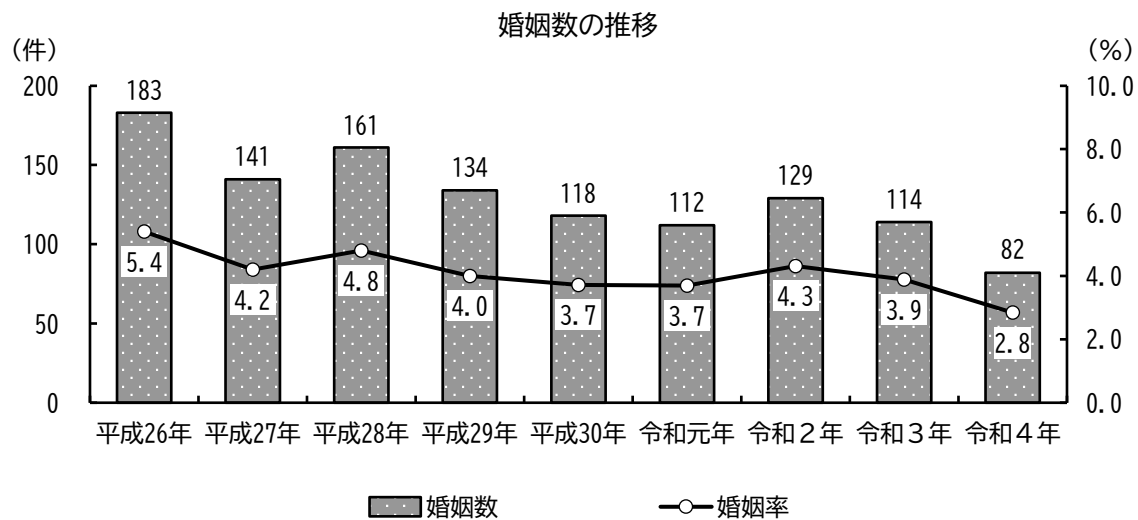
	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年
総数	268	242	256	237	201	184	167	174	156
19歳以下	5	6	5	0	3	1	3	2	1
20～24歳	36	22	34	29	30	23	21	20	21
25～29歳	89	86	91	89	70	53	48	47	39
30～34歳	87	89	73	70	61	60	56	59	57
35～39歳	44	34	39	39	31	42	35	34	31
40歳以上	7	5	14	10	6	5	4	12	7

資料：静岡県人口動態統計



(6) 婚姻数の推移

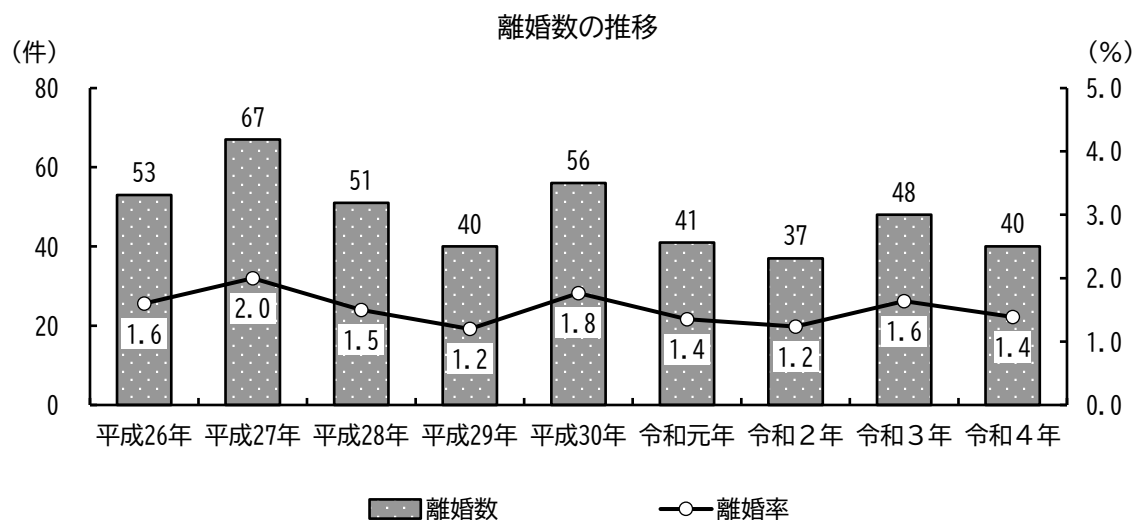
婚姻数は、減少傾向で推移しており、令和4年に婚姻数が82件、婚姻率が2.8%となっています。



資料：静岡県人口動態統計

(7) 離婚数の推移

離婚数は、増減を繰り返しながら推移しており、令和4年に離婚数が40件、離婚率が1.4%となっています。



資料：静岡県人口動態統計

3 保育環境・教育環境の状況

(1) 保育所等入所児童数 認可保育所

単位：人

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
令和元年度	16	93	97	106	127	115	554
令和2年度	18	87	110	107	115	130	567
令和3年度	20	87	105	105	108	109	534
令和4年度	14	89	101	88	110	103	505
令和5年度	17	74	99	95	89	105	479
令和6年度	10	80	89	90	99	91	459

※ 「令和元年度」は平成31年4月1日を指す
各年度4月1日現在

(2) 保育所待機児童数

単位：人

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
令和元年度	1	5	5	0	0	0	11
令和2年度	0	3	6	1	2	0	12
令和3年度	0	0	0	0	0	0	0
令和4年度	0	0	0	0	0	0	0
令和5年度	0	0	0	0	0	0	0
令和6年度	0	0	0	0	0	0	0

※ 「令和元年度」は平成31年4月1日を指す
各年度4月1日現在

(3) 公立幼稚園の入園児童数

単位：人

	3歳	4歳	5歳	計
令和元年度	109	113	132	354
令和2年度	114	105	112	331
令和3年度	91	104	109	304
令和4年度	87	88	106	281
令和5年度	60	83	95	238
令和6年度	54	55	83	192

※ 「令和元年度」は平成31年4月1日を指す
各年度4月1日現在

(4) 学童保育所の入所児童数

単位：人

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
令和元年度	96	78	65	31	7	4	281
令和2年度	100	96	67	30	9	3	305
令和3年度	122	89	66	22	12	3	314
令和4年度	118	116	76	41	9	5	365
令和5年度	72	66	67	54	51	61	371
令和6年度	141	99	69	61	18	3	391

※ 「令和元年度」は平成31年4月1日を指す
各年度4月1日現在

4 子育て支援事業の提供体制（令和6年度）

子育て支援事業の提供体制（令和6年度）

子育て支援サービス事業名		施設数等（か所数）	定員数（人）
1 幼児期の学校教育事業			
	幼稚園	1	150
	認定こども園	3	475
2 幼児期の保育事業			
	認可保育所	3	330
	家庭的保育	2	38
	居宅訪問型保育	0	-
	事業所内保育所	3	42
	本市認証・認定の保育所	0	-
	認可外保育施設	5	-
3 地域の子育て支援事業			
	子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	0	-
	地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）	2	-
	一時預かり事業	4	-
	病児保育事業（病児・病後児保育事業）	0	-
	ファミリー・サポート・センター事業	1	-
	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ事業）	5	-

5 子ども・子育てに関するアンケート調査からみる現状

(1) 調査の概要

① 調査の目的

近年の社会動向の変化などを踏まえて、これまでの計画を見直すとともに、こども基本法に基づき、子どもや若者が幸福な生活を送ることができる社会を実現するため、「御前崎市こども計画」を策定します。その基礎資料として、調査を実施したものです。

② 調査対象

就学前保護者：市内在住の就学前児童保護者 750人

小学生保護者：市内在住の小学生児童保護者 1,000人

小中学生本人：市内在住の小学生及び中学生 400人

若者：市内在住の16歳から29歳 600人

③ 調査期間

令和6年7月～8月

④ 調査方法

郵送による配布・回収、WEBによる調査

⑤ 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前保護者	750通	297通	39.6%
小学生保護者	1,000通	324通	32.4%
小中学生本人	400通	138通	34.5%
若者	600通	123通	20.5%

⑥ 調査結果の表示方法

- ・回答は各質問の回答者数を基数とした百分率(%)で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。

(2) 就学前保護者・小学生保護者 調査結果

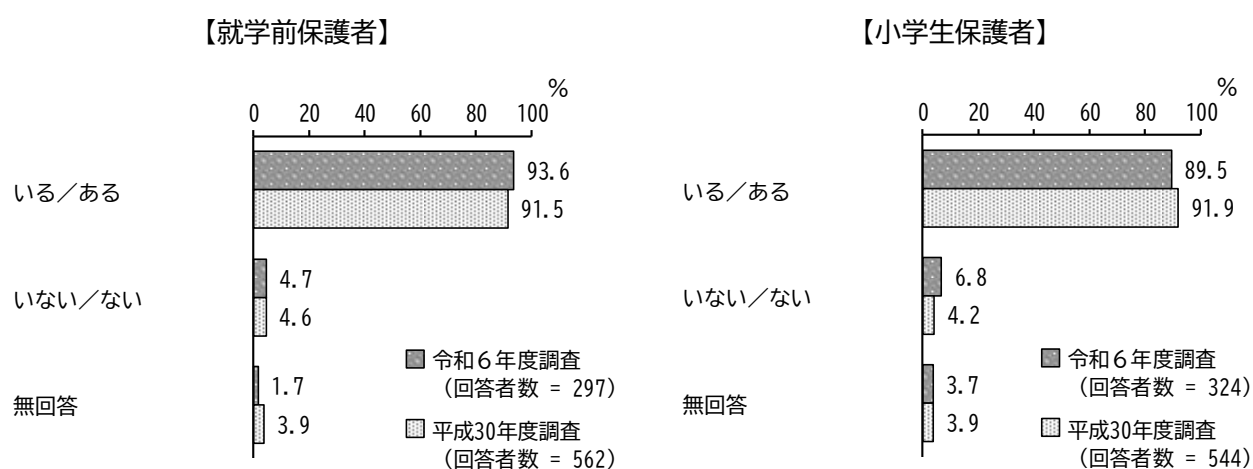
① 子育てについて、気軽に相談できる人・場所の有無

就学前保護者では、「いる／ある」の割合が93.6%、「いない／ない」の割合が4.7%となっています。

平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

小学生保護者では、「いる／ある」の割合が89.5%、「いない／ない」の割合が6.8%となっています。

平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



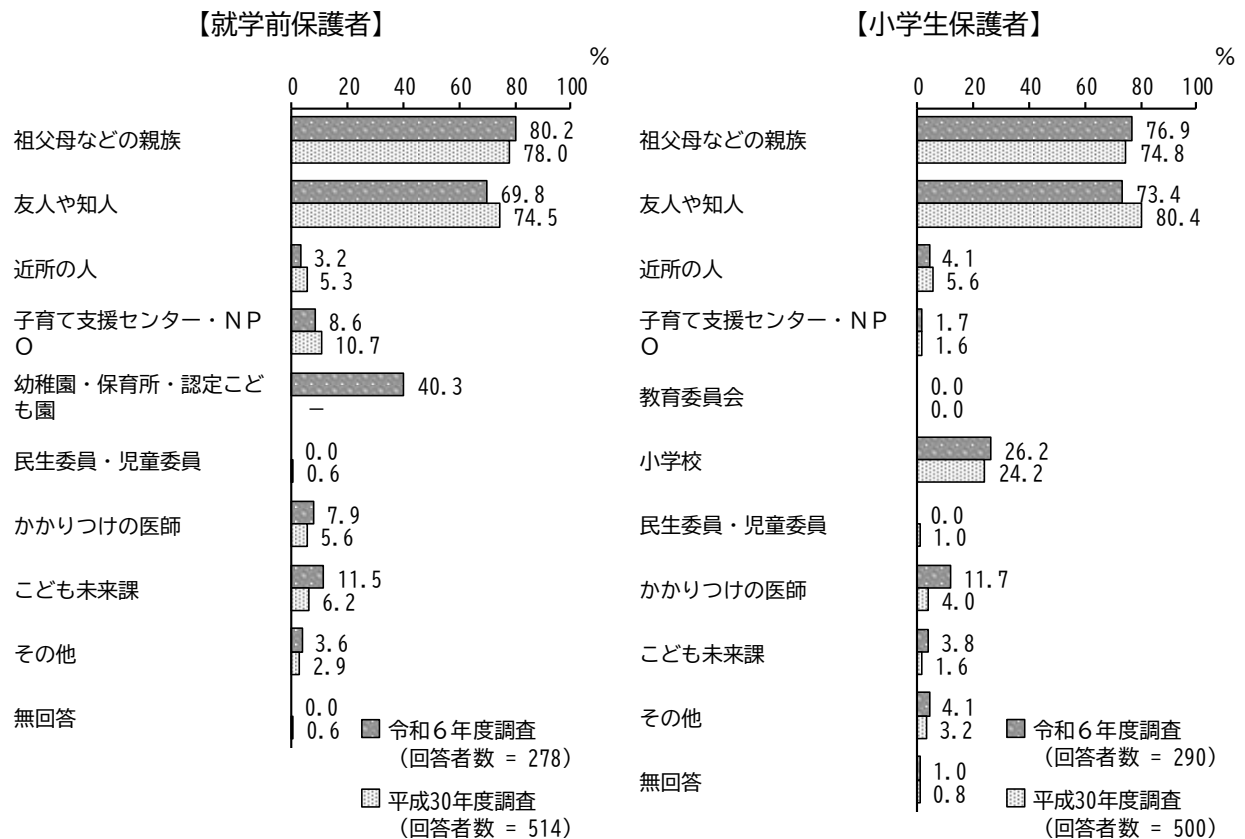
② 子育てについて、気軽に相談できる人・場所

就学前保護者では、「祖父母などの親族」の割合が80.2%と最も高く、次いで「友人や知人」の割合が69.8%、「幼稚園・保育所・認定こども園」の割合が40.3%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「こども未来課」の割合が増加しています。

小学生保護者では、「祖父母などの親族」の割合が76.9%と最も高く、次いで「友人や知人」の割合が73.4%、「小学校」の割合が26.2%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「かかりつけの医師」の割合が増加しています。一方、「友人や知人」の割合が減少しています。



※ 就学前保護者の前回調査では、「幼稚園」「保育所」「認定こども園」は別々の選択肢となっていました。

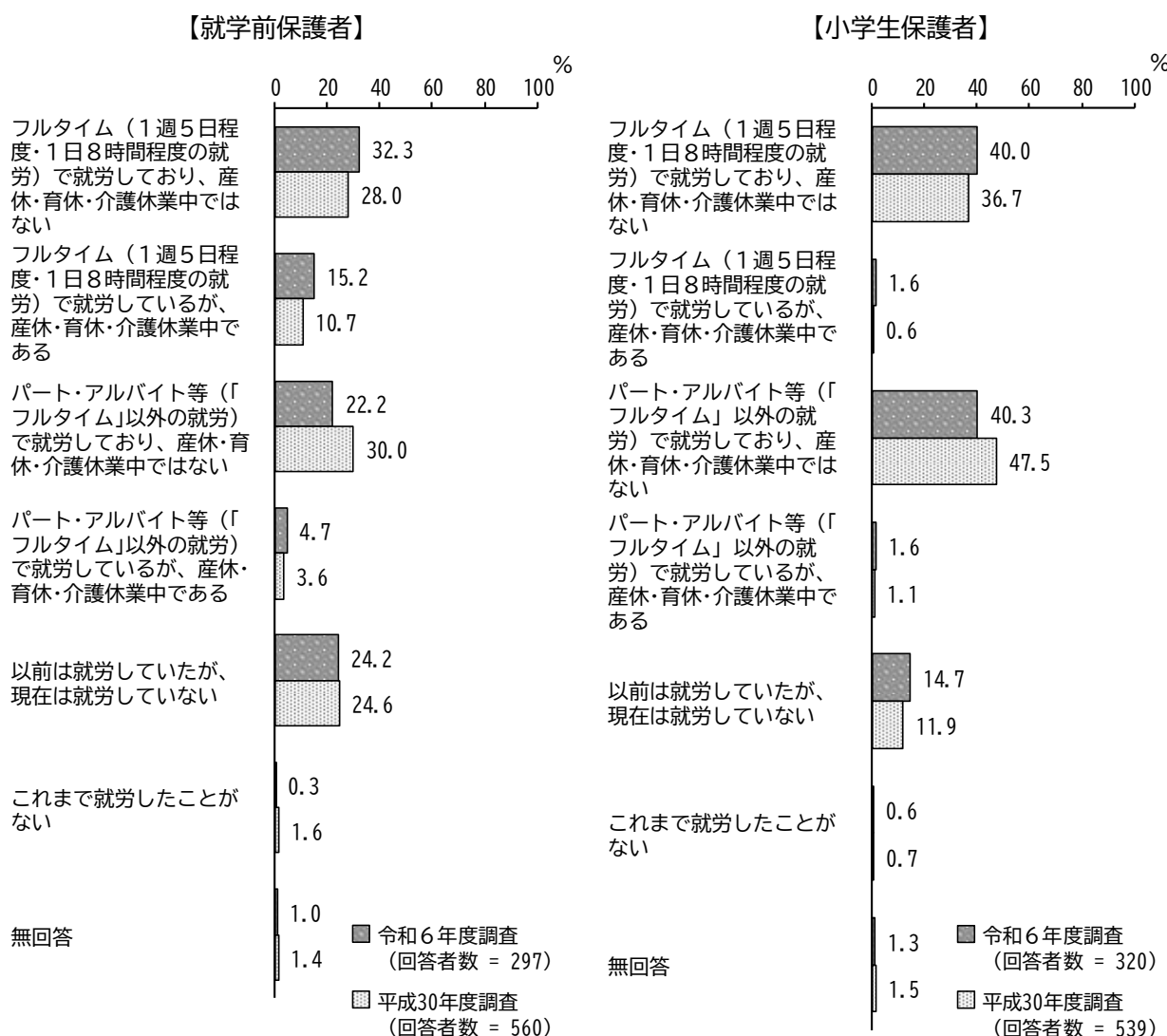
③ 母親の就労状況

就学前保護者では、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が32.3%と最も高く、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が24.2%、「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が22.2%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が減少しています。

小学生保護者では、「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が40.3%と最も高く、次いで「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が40.0%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が14.7%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が減少しています。

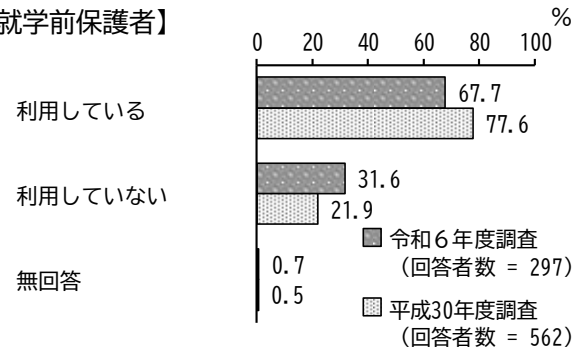


④ 定期的な教育・保育事業の利用状況

就学前保護者では、「利用している」の割合が67.7%、「利用していない」の割合が31.6%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「利用していない」の割合が増加しています。

【就学前保護者】

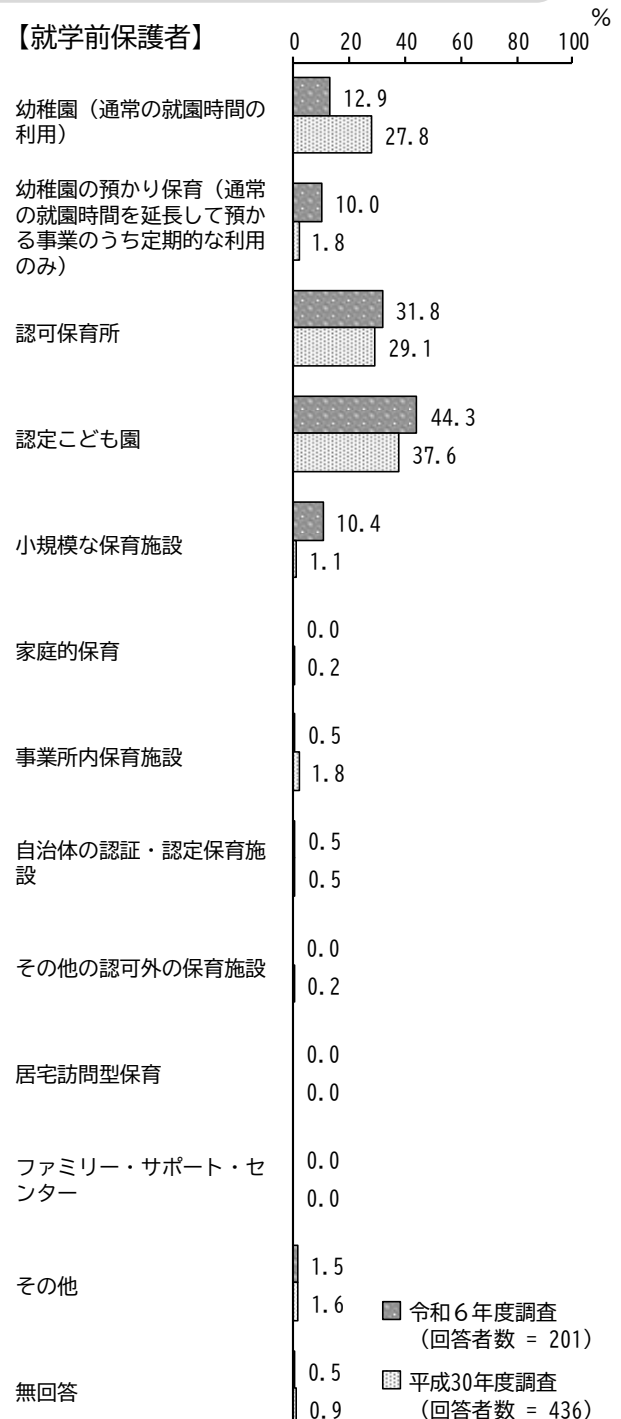


⑤ 定期的にご利用している事業

就学前保護者では、「認定こども園」の割合が44.3%と最も高く、次いで「認可保育所」の割合が31.8%、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」の割合が12.9%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ）」「認定こども園」「小規模な保育施設」の割合が増加しています。一方、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」の割合が減少しています。

【就学前保護者】

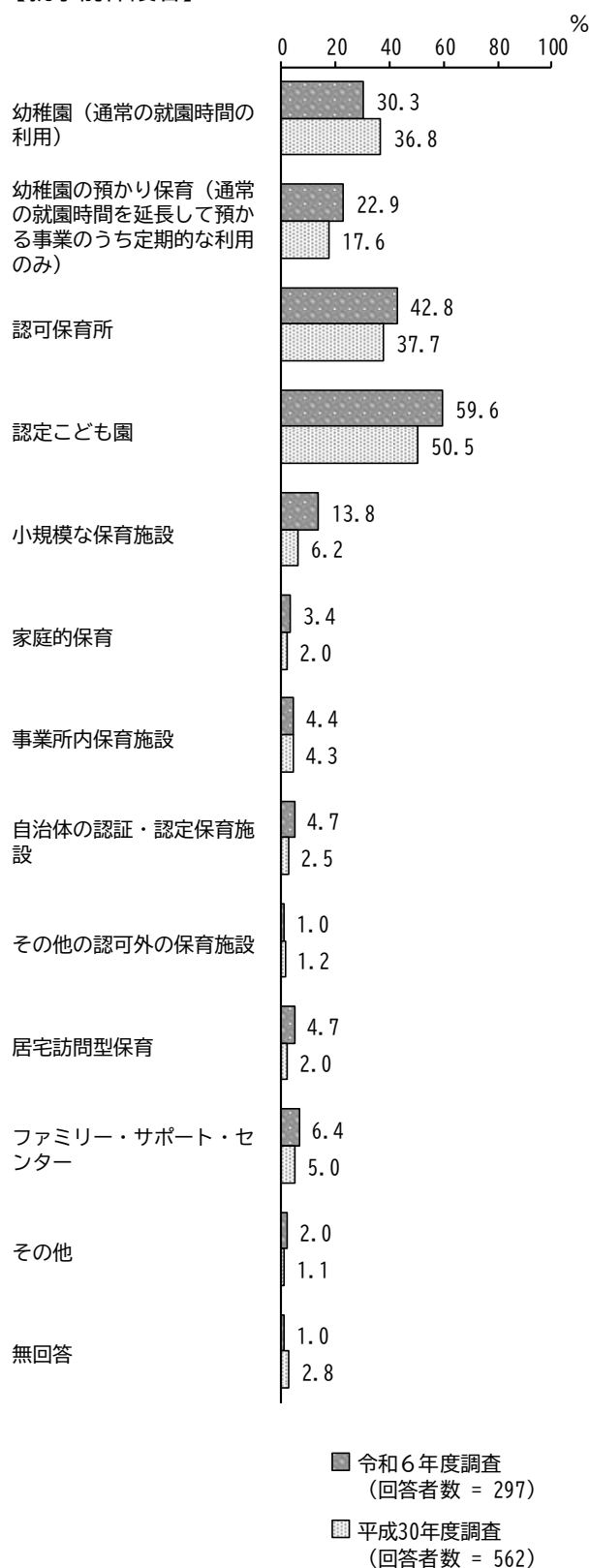


⑥ 定期的に利用したい事業

就学前保護者では、「認定こども園」の割合が59.6%と最も高く、次いで「認可保育所」の割合が42.8%、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」の割合が30.3%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ）」「認可保育所」「認定こども園」「小規模な保育施設」の割合が増加しています。一方、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」の割合が減少しています。

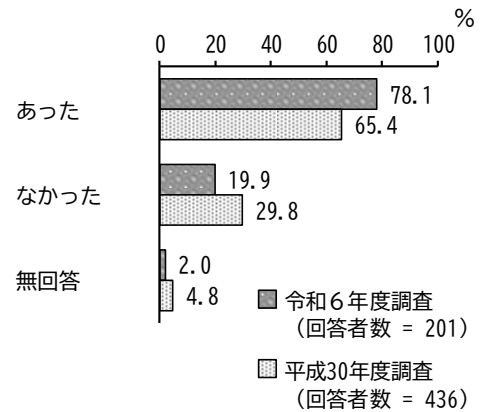
【就学前保護者】



⑦ 病気やケガで通常の事業を利用できなかった経験

就学前保護者では、「あった」の割合が78.1%、【就学前保護者】
「なかった」の割合が19.9%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「あった」
の割合が増加しています。一方、「なかった」
の割合が減少しています。

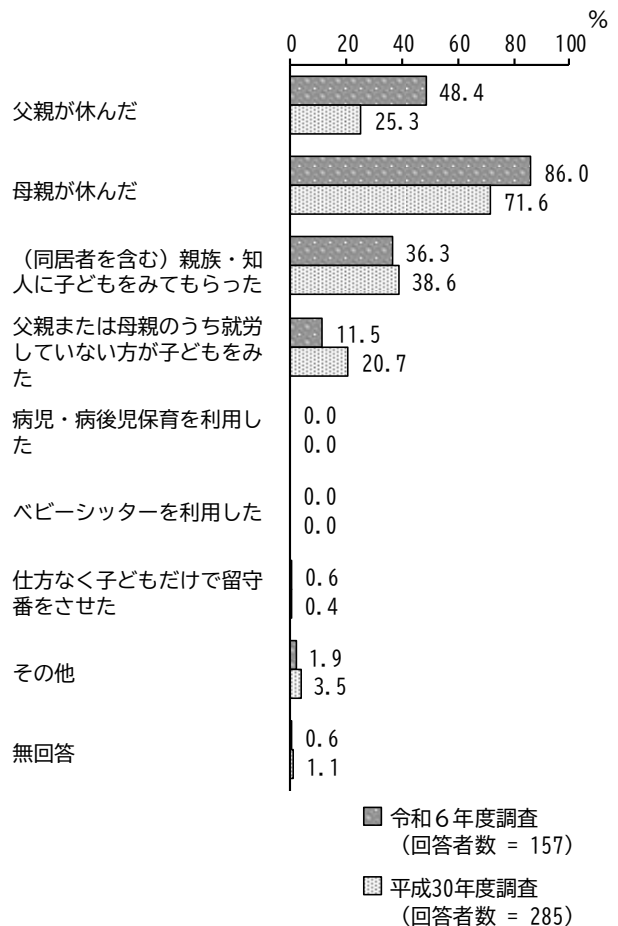


⑧ 病気やケガで通常の事業を利用できなかった時の対処方法

就学前保護者では、「母親が休んだ」の割合
が86.0%と最も高く、次いで「父親が休
んだ」の割合が48.4%、「(同居者を含む)
親族・知人に子どもをみてもらった」の割合
が36.3%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「父親が
休んだ」「母親が休んだ」の割合が増加してい
ます。一方、「父親または母親のうち就労して
いない方が子どもをみた」の割合が減少して
います。

【就学前保護者】



⑨ 短期入所生活援助事業の利用希望

就学前保護者では、「利用したい」の割合が7.7%、「利用する必要はない」の割合が89.2%となっています。

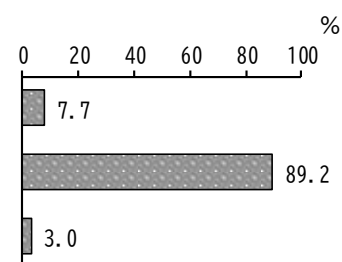
【就学前保護者】

回答者数 = 297

利用したい

利用する必要はない

無回答



⑩ 育児休業の取得状況

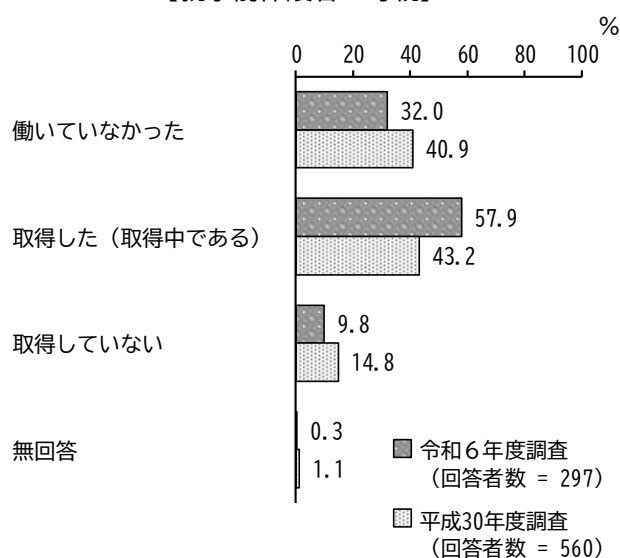
就学前保護者の母親では、「取得した（取得中である）」の割合が57.9%と最も高く、次いで「働いていなかった」の割合が32.0%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「取得した（取得中である）」の割合が増加しています。一方、「働いていなかった」の割合が減少しています。

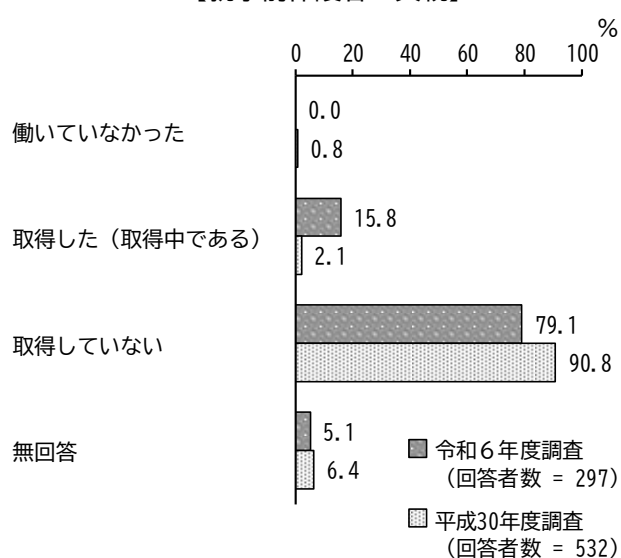
就学前保護者の父親では、「取得していない」の割合が79.1%と最も高く、次いで「取得した（取得中である）」の割合が15.8%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「取得した（取得中である）」の割合が増加しています。一方、「取得していない」の割合が減少しています。

【就学前保護者 母親】



【就学前保護者 父親】

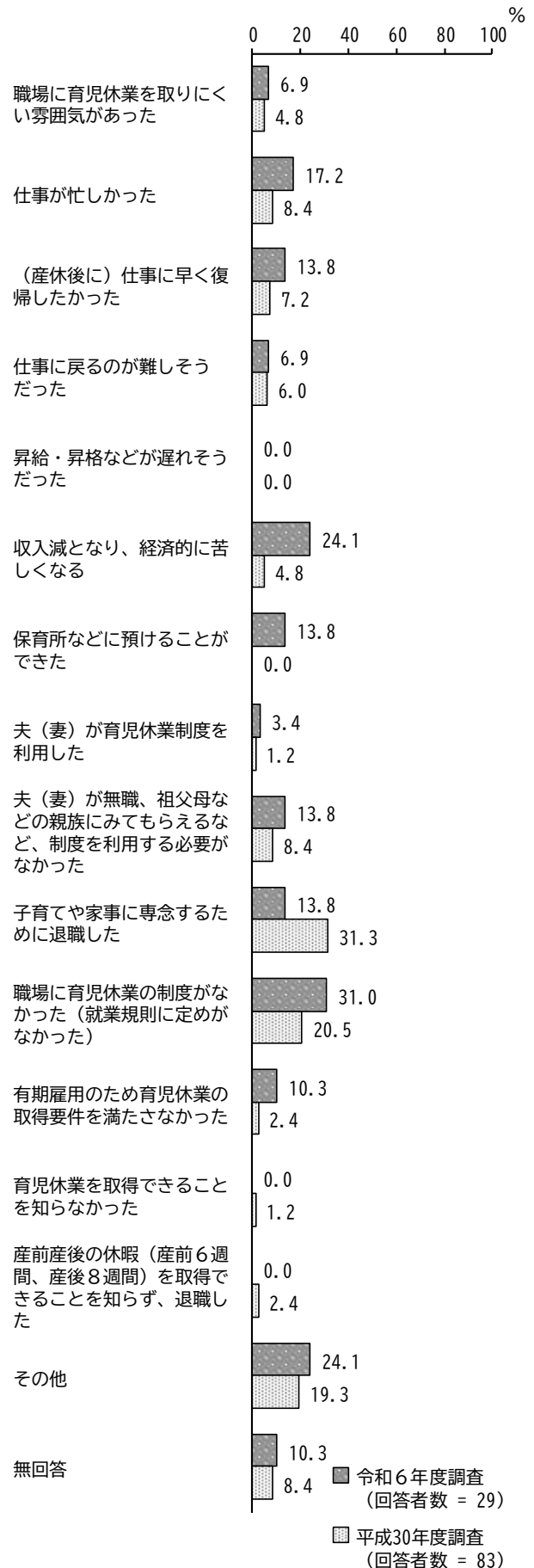


⑪ 育児休業を取得していない理由

就学前保護者の母親では、「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」の割合が31.0%と最も高く、次いで「収入減となり、経済的に苦しくなる」の割合が24.1%、「仕事が忙しかった」の割合が17.2%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「仕事が忙しかった」「（産休後に）仕事に早く復帰したかった」「収入減となり、経済的に苦しくなる」「保育所などに預けることができた」「夫（妻）が無職、祖父母などの親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」「有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった」の割合が増加しています。一方、「子育てや家事に専念するために退職した」の割合が減少しています。

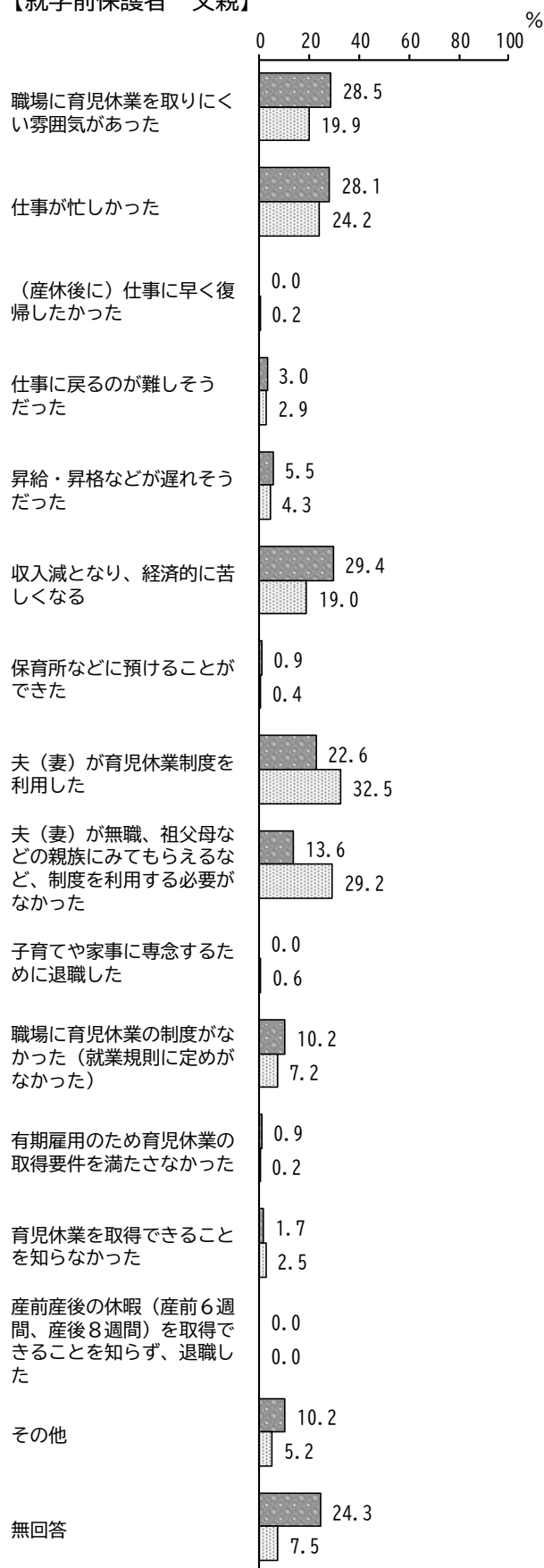
【就学前保護者 母親】



就学前保護者の父親では、「収入減となり、経済的に苦しくなる」の割合が29.4%と最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」の割合が28.5%、「仕事が忙しかった」の割合が28.1%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「収入減となり、経済的に苦しくなる」の割合が増加しています。一方、「夫（妻）が育児休業制度を利用した」「夫（妻）が無職、祖父母などの親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」の割合が減少しています。

【就学前保護者 父親】



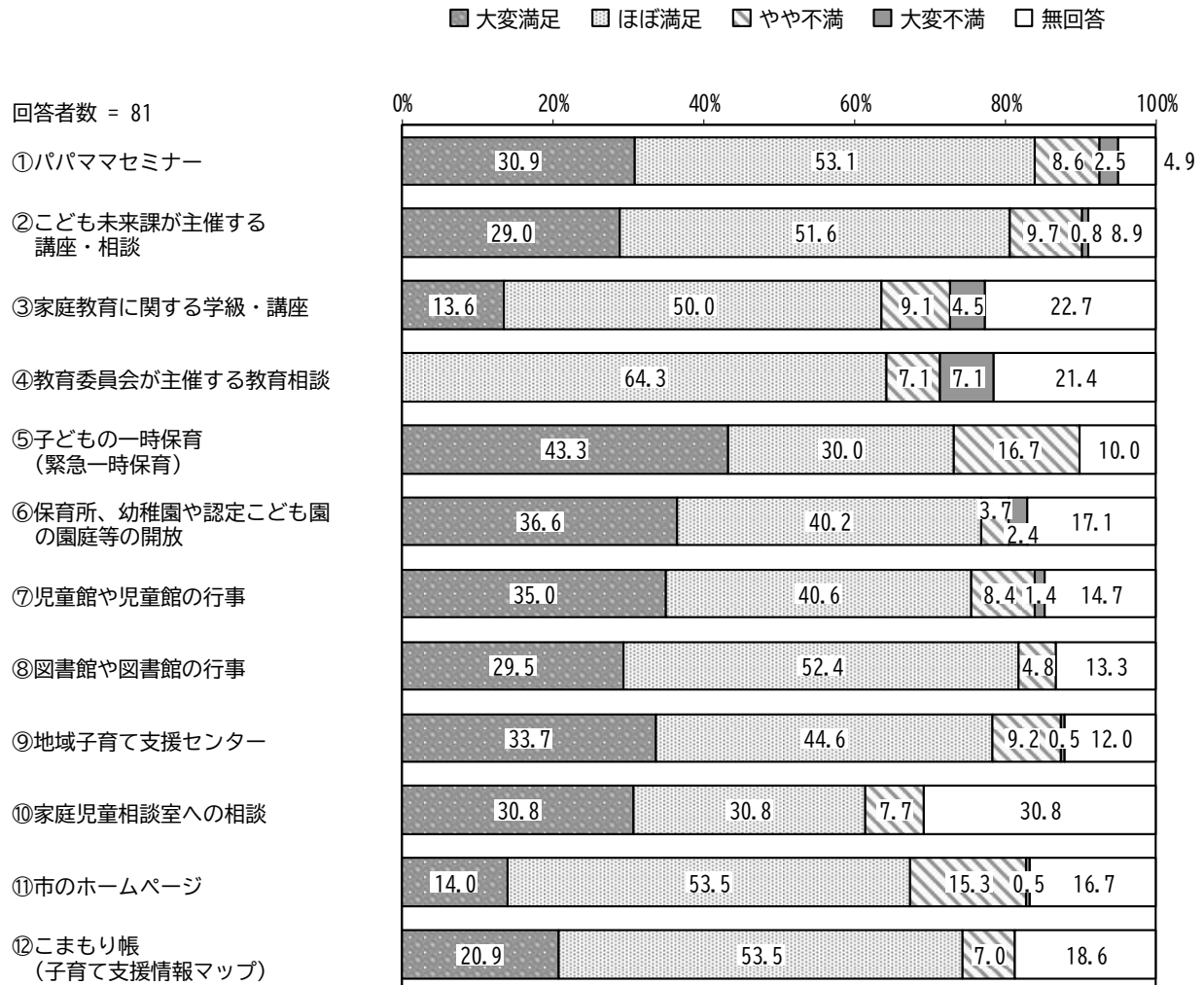
■ 令和6年度調査
(回答者数 = 235)

□ 平成30年度調査
(回答者数 = 483)

⑫ お子さんが乳幼児の頃などを含めたサービスについての満足度

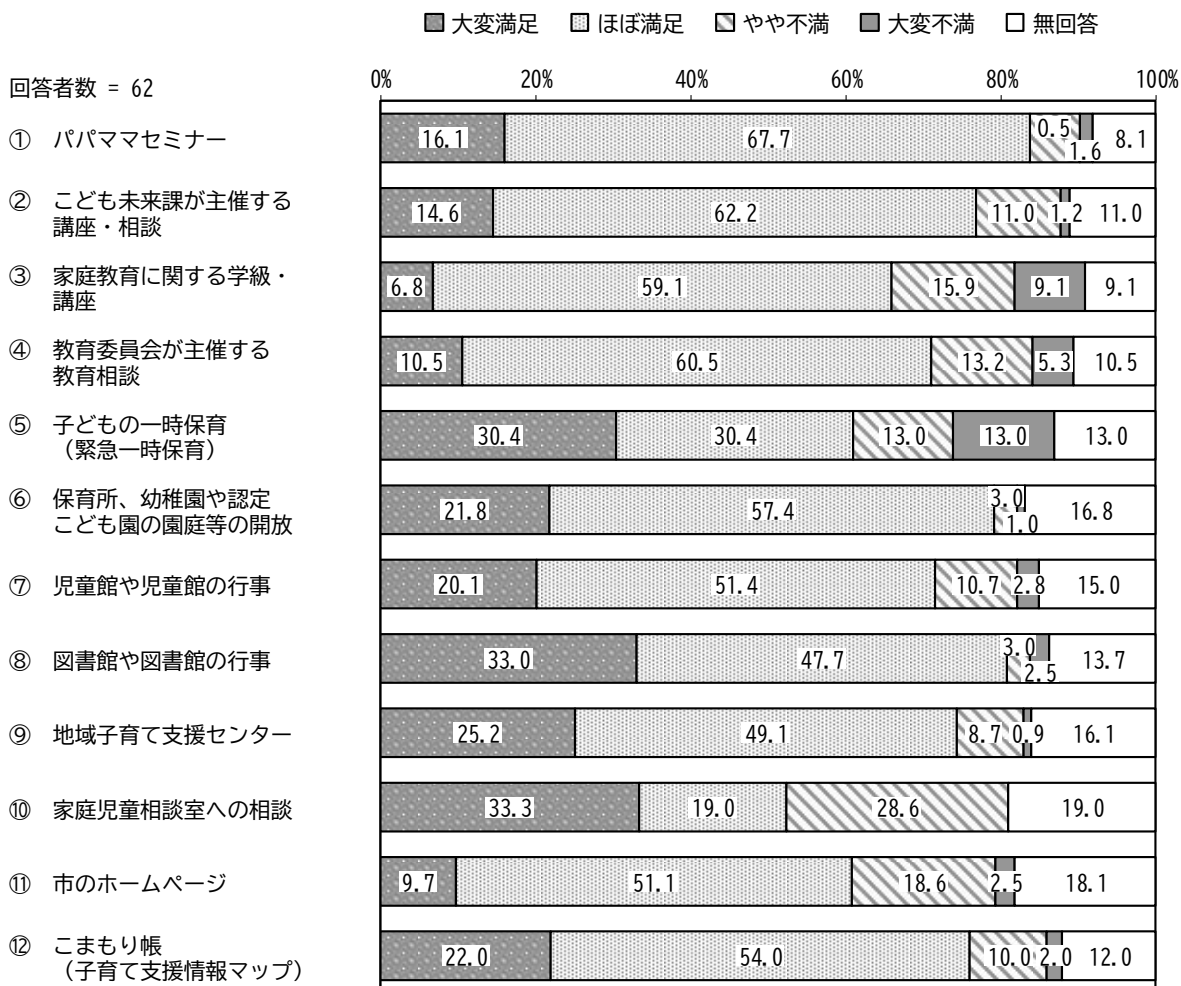
就学前保護者では、『⑤子どもの一時保育（緊急一時保育）』で「大変満足」の割合が、『④教育委員会が主催する教育相談』で「ほぼ満足」の割合が高くなっています。

【就学前保護者】



小学生保護者では、『①パパママセミナー』で「ほぼ満足」の割合が高くなっています。一方、『⑩家庭児童相談室への相談』で「やや不満」の割合が、『⑤子どもの一時保育（緊急一時保育）』で「大変不満」の割合が高くなっています。

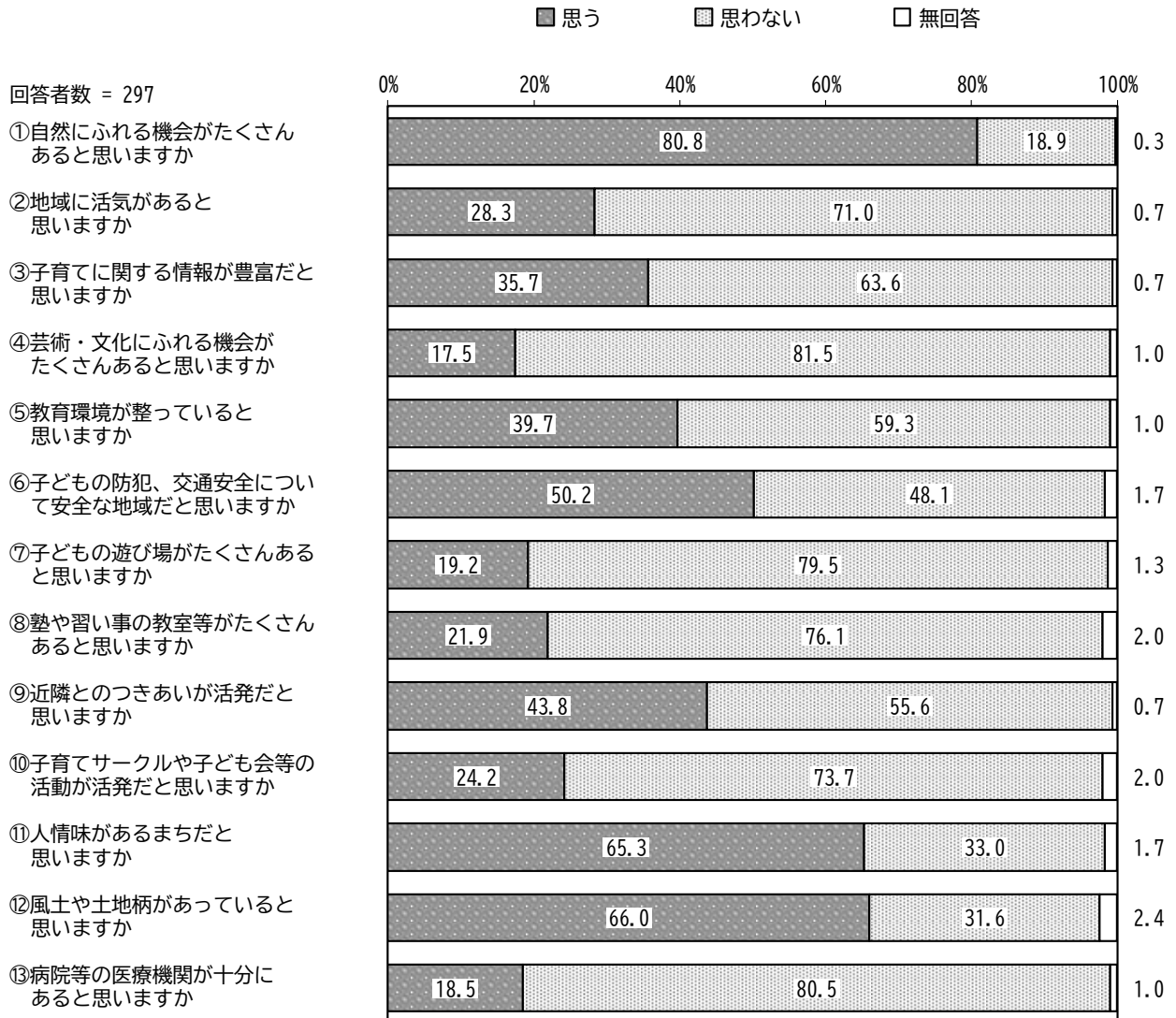
【小学生保護者】



⑬ 御前崎市の子育て環境について

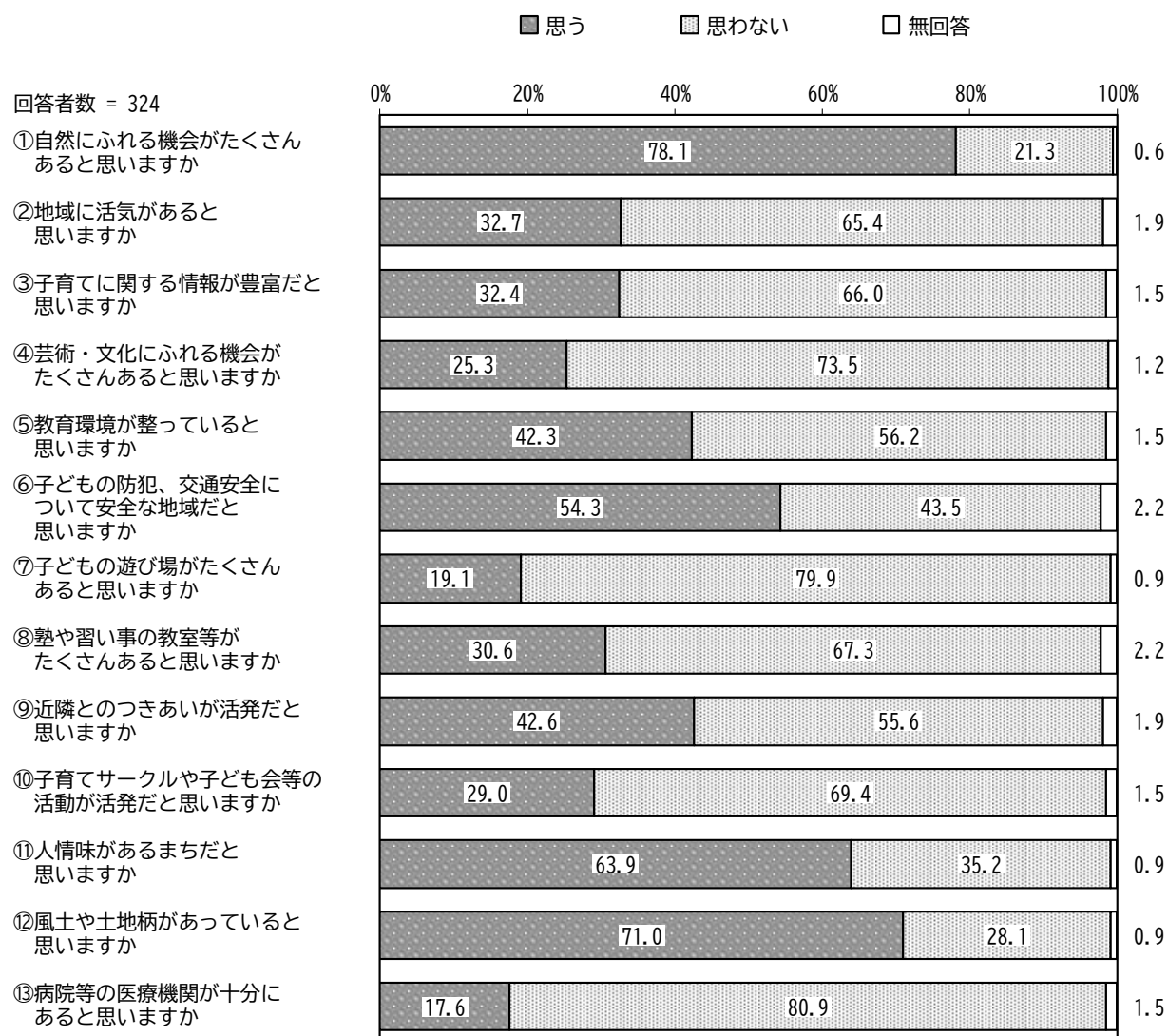
就学前保護者では、『①自然にふれる機会がたくさんあると思いますか』で「思う」の割合が高くなっています。

【就学前保護者】



小学生保護者では、『①自然にふれる機会がたくさんあると思いますか』で「思う」の割合が高くなっています。一方、『⑦子どもの遊び場がたくさんあると思いますか』『⑬病院等の医療機関が十分にあると思いますか』で「思わない」の割合が高くなっています。

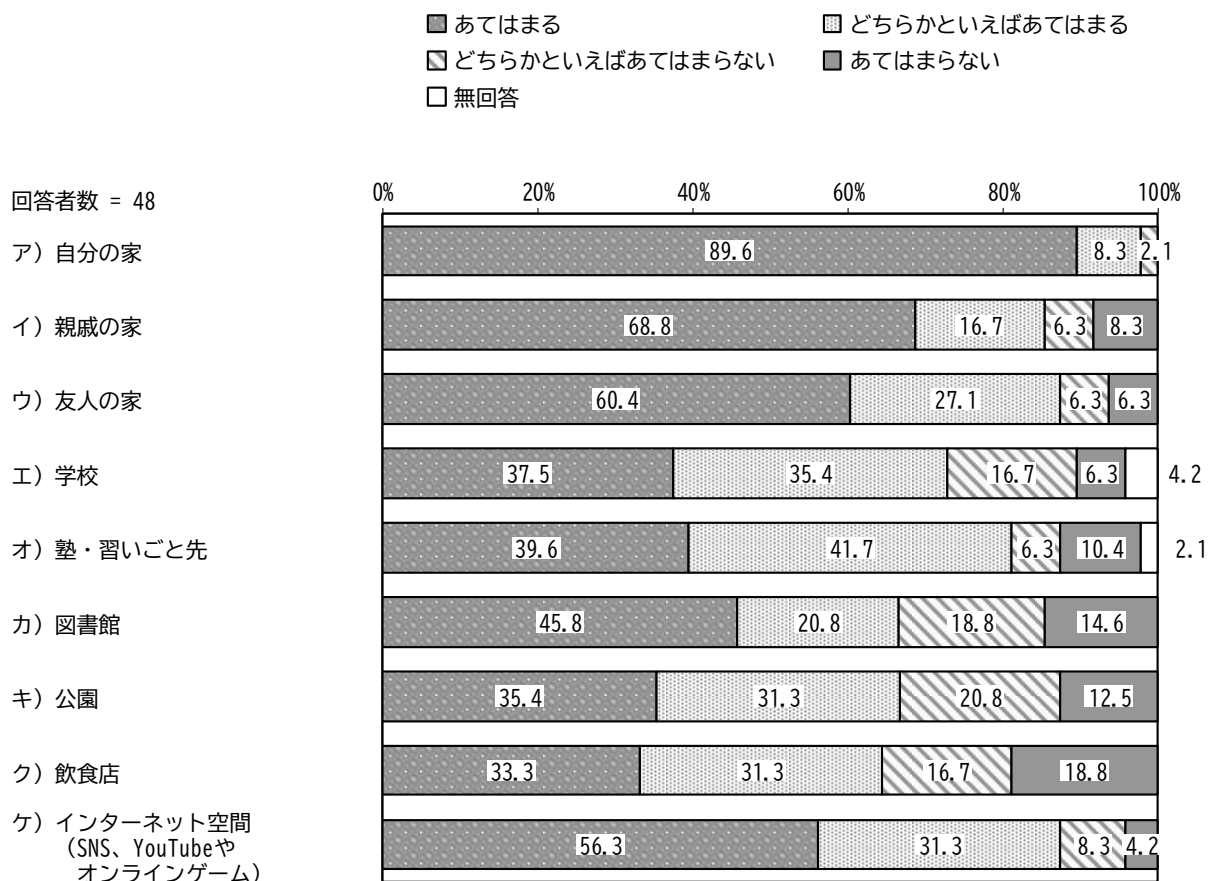
【小学生保護者】



(3) 小中学生 調査結果

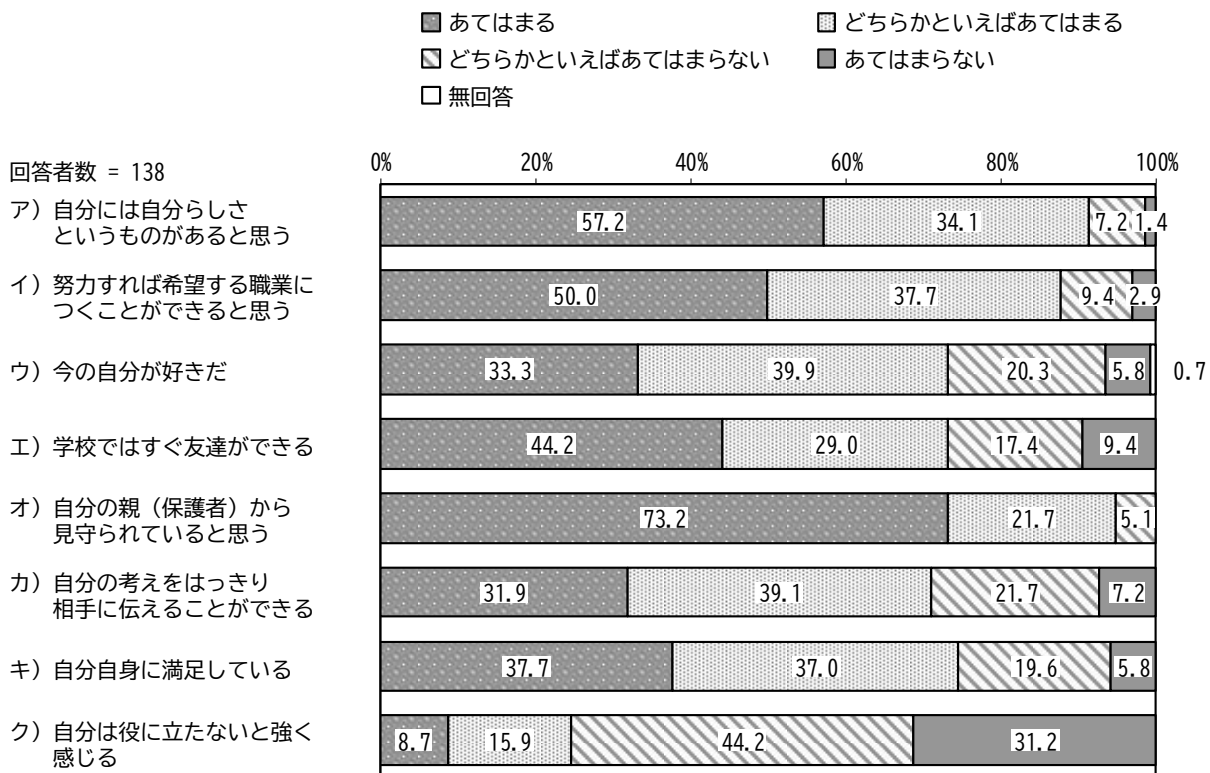
① 自分の居場所（ほっとできる場所、安心できる場所）

『ア) 自分の家』で「あてはまる」、『オ) 塾・習いごと先』で「どちらかといえばあてはまる」の割合が高くなっています。



② あなた自身についてあてはまること

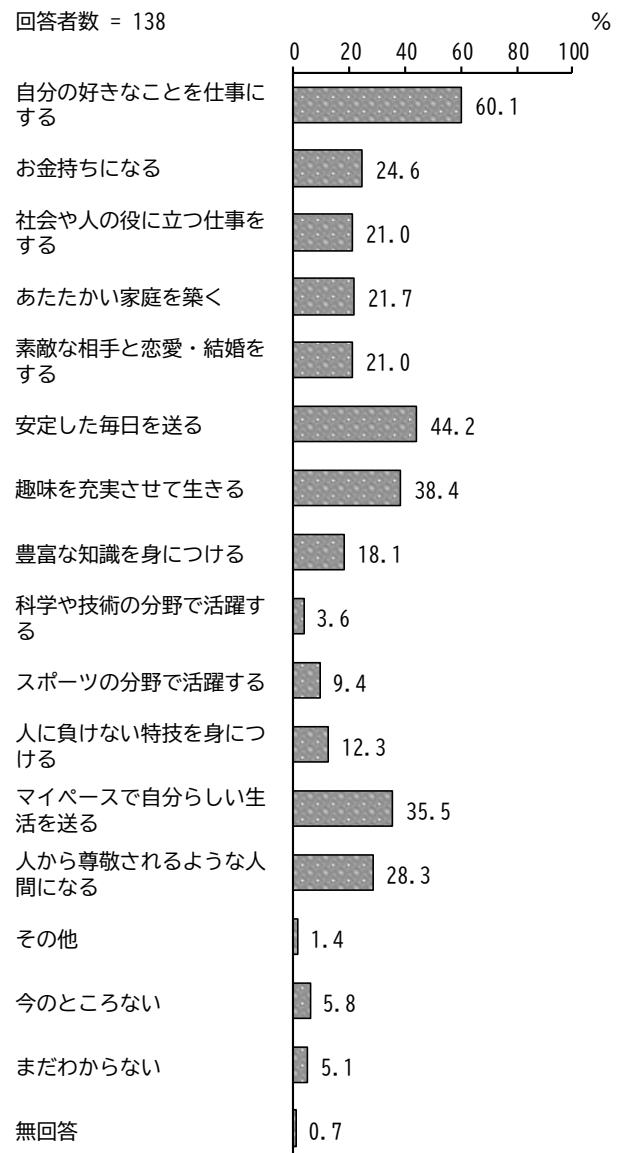
『オ) 自分の親（保護者）から見守られていると思う』で「あてはまる」の割合が高くなっています。一方、『ク) 自分は役に立たないと強く感じる』で「あてはまらない」の割合が高くなっています。



③ 将来の夢について

「自分の好きなことを仕事にする」の割合が60.1%と最も高く、次いで「安定した毎日を送る」の割合が44.2%、「趣味を充実させて生きる」の割合が38.4%となっています。

回答者数 = 138

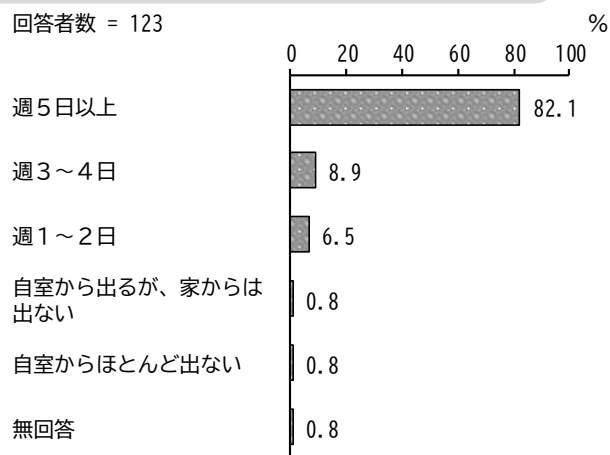


(4) 若者 調査結果

① 外出頻度

「週5日以上」の割合が82.1%と最も高くなっています。

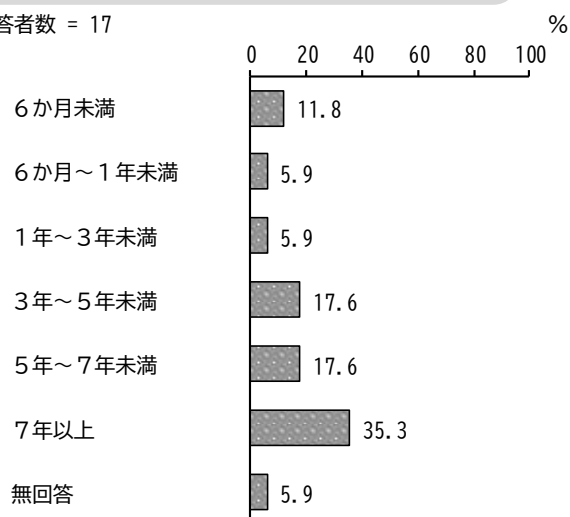
回答者数 = 123



② 外出しない状態になっている期間

「7年以上」の割合が35.3%と最も高く、次いで「3年～5年未満」、「5年～7年未満」の割合が17.6%となっています。

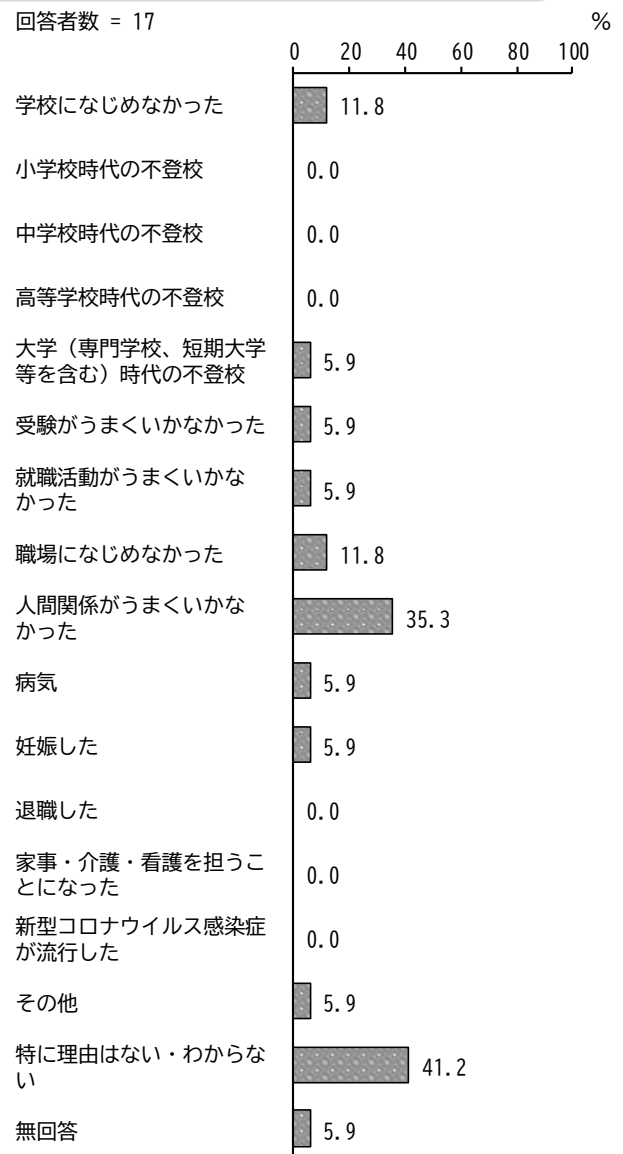
回答者数 = 17



③ 外出しない状態になったきっかけ

「特に理由はない・わからない」の割合が41.2%と最も高く、次いで「人間関係がうまくいかなかった」の割合が35.3%、「学校になじめなかった」、「職場になじめなかった」の割合が11.8%となっています。

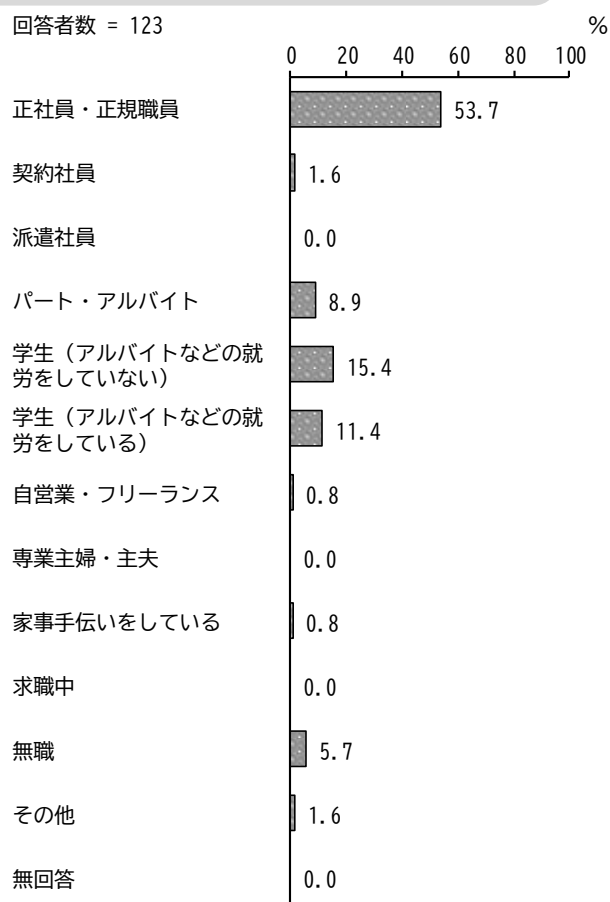
回答者数 = 17



④ 就労状況

「正社員・正規職員」の割合が53.7%と最も高く、次いで「学生（アルバイトなどの就労をしていない）」の割合が15.4%、「学生（アルバイトなどの就労をしている）」の割合が11.4%となっています。

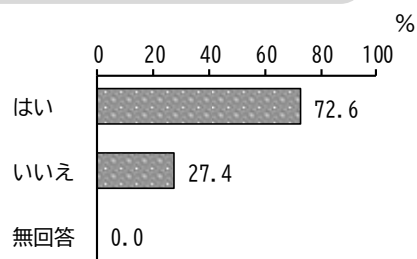
回答者数 = 123



⑤ いつかは結婚して家庭を持ちたいと思うか

「はい」の割合が72.6%、「いいえ」の割合が27.4%となっています。

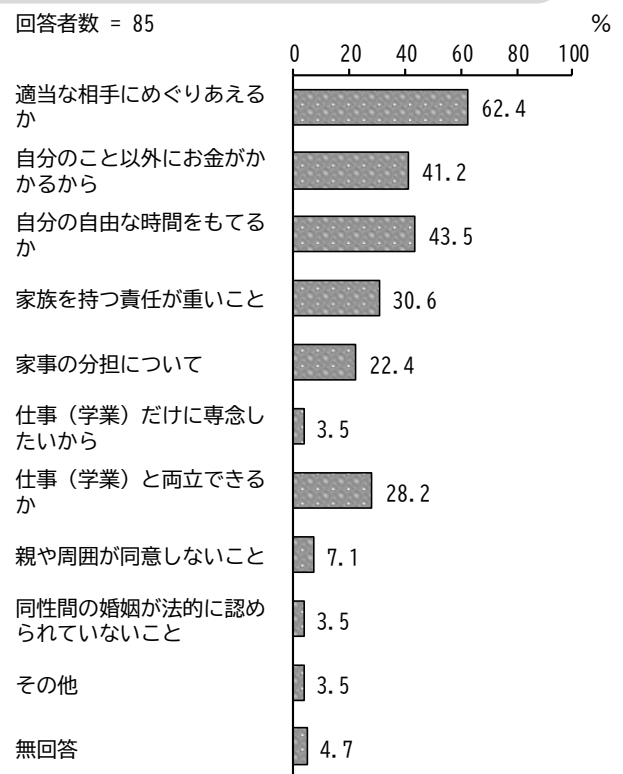
回答者数 = 117



⑥ 結婚について抱いている不安

「適当な相手にめぐりあえるか」の割合が62.4%と最も高く、次いで「自分の自由な時間をもてるか」の割合が43.5%、「自分のこと以外にお金がかかるから」の割合が41.2%となっています。

回答者数 = 85



6 前計画からの課題

第2期御前崎市子ども・子育て支援事業計画の基本目標ごとに、本市の子ども・子育てを取り巻く課題を整理しました。

※ 課題に対する取り組みは、 で示しています。

(1) 喜びと安心感を与える子育て支援

子育て支援は、保護者が子育てについて第一義的責任を持つことを前提としつつ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに喜びと安心感を与えるような支援を行うことが重要です。そのため、御前崎市では様々な子育て支援サービスの充実を推進しました。

アンケート調査では、母親の就労状況について、フルタイムが増加傾向にあります。

多様化する就労形態等の変化を踏まえ、教育・保育事業に対する保護者のニーズに対応していくとともに、保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善や現場の負担軽減、職員配置基準の改善を進める必要があります。

P54. 基本目標2 (2) スクラム・スクール・プランで推進する子どもの育成

就学前児童の保護者のアンケート調査では、子どもの居場所を含む、市の子育て施策の中でどの事業を充実させてほしいかについて、「子ども医療費助成」が最も高くなっています。また、子どもを健やかに産み育てるため、御前崎市に期待することについて、「妊娠から出産におよぶ母子保健サービスや小児救急医療体制の充実」が上位に挙がっています。

今後も、子どもや母親の健康の確保においては、健康診査や相談の利用促進、情報提供の充実など、継続的な支援を行うとともに、産後ケア事業の提供体制の確保や養育者のメンタルヘルスに係る取組を進めるなど、産前産後の支援の充実と体制強化を図り、また、予期せぬ妊娠等に悩む若年妊婦等が必要な支援を受けられるよう、児童福祉施設や母子生活支援施設、NPOなどの民間団体とも連携しながら、取組を進める必要があります。

P46. 基本目標1 (2) 切れ目のない保健・医療の提供

P50. 基本目標1 (5) 子育てに関する経済的な支援の充実

育児休業が取得しやすい、子育てがしやすい環境づくりを行うためには、働き方に関する啓発を行っていく必要があります。また、育児休業制度や短時間勤務制度の利用による経済的な負担やキャリアへの影響を軽減する支援策の検討が必要です。

P65. 基本目標3 (3) 仕事と子育ての両立支援の充実

(2) スクラムで推進する途切れない教育

本市では、「家庭での育ち」「園・学校での育ち」「地域・社会での育ち」をつなぐため、「スクラム・スクール運営協議会（御前崎型コミュニティスクール）」等を通して、園・学校・家庭・地域・行政がスクラムを組み、地域ぐるみで青少年の育成を図ることに取り組んでいます。

就学前児童の保護者のアンケート調査では、子どもへ影響すると思われる環境について、「家庭」が最も高く、子どもへの教育等に対する家庭での役割の重要性が挙がっています。

家庭において、愛着形成や子どもの基本的な生活習慣等が育まれるため、保護者が学ぶことや、身近に相談相手がいない状況にある保護者を切れ目なく支援することができるよう、保護者に寄り添う家庭教育支援を推進するとともに、地域の中で子育て家庭を支えられるようニーズに応じた様々な子育て支援を推進することが必要です。

P 5 2. 基本目標 2 (1) スクラムで推進する御前崎の教育

P 5 6. 基本目標 2 (3) スクラムで推進する生涯学習

P 6 3. 基本目標 3 (2) 地域における子育て支援の充実

小中学生のアンケート調査では、『今の自分が好きだ』と思う割合は約7割と高くなっている一方、自己肯定感が低い子どももあり、自分の良いところを見つけられるような支援が必要です。

P 5 4. 基本目標 2 (2) スクラム・スクール・プランで推進する子どもの育成

子どもの健全な育成を進めるためには、自己肯定感の醸成とともに、規範意識や思いやりの心を育てるため、道徳教育や情報モラル教育の取組が必要です。

P 5 2. 基本目標 2 (1) スクラムで推進する御前崎の教育

P 5 4. 基本目標 2 (2) スクラム・スクール・プランで推進する子どもの育成

いじめの未然防止教育を推進するためには、全ての子どもが自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるよう働きかけることが必要です。

P 5 4. 基本目標 2 (2) スクラム・スクール・プランで推進する子どもの育成

不登校の子どもへの支援については、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどの専門家にいつでも相談できる環境の整備、ICT等を活用した学習支援、関係団体との連携など、支援体制を整備し、アウトリーチを強化することが必要です。

P 5 4. 基本目標 2 (2) スクラム・スクール・プランで推進する子どもの育成

(3) 子どもの育ちをみんなで支える地域づくり

障がい児が利用できる福祉サービスの提供、相談体制の充実等により療育の機会を提供しました。また、発達に課題がある子どもには、療育事業を勧め、その子どもに適した子育てができるよう支援しました。

今後も、地域における障がい児の支援体制の強化や保育所等におけるインクルージョンを推進するとともに、医療的ケア児など専門的支援が必要な子どもや若者とその家族への対応のための地域における連携体制を強化することが必要です。

P 6 9. 基本目標4 (2) 障がいのある子ども・若者の支援の充実

要保護児童等対策地域協議会や児童相談連絡会等により関係機関で虐待の情報を共有しました。また、虐待や育児放棄の兆候を見つけた場合は、速やかに関係機関へ通報し子どもを守るために対応してきました。

アンケート調査では、「子どもの権利の中で特に大切だと思うこと」の項目の中で、「暴力や言葉で傷つけないこと」の回答が最も高くなっています。

児童虐待の未然防止、早期発見・対応のためには、地域住民が当事者意識を持つとともに、地域住民相互で子どもを守る意識を醸成していくことが必要です。さらに、子どもに関わる関係機関等の連携体制の強化が求められます。

P 7 4. 基本目標4 (4) 児童虐待防止対策とヤングケアラー等への支援

ひとり親家庭等において児童扶養手当の支給や、医療費の助成等により経済的負担の軽減に努めました。

ひとり親家庭等が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、学習・生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われることが必要です。また、様々な課題にワンストップで必要な支援につなげることができる相談支援体制の強化が必要です。

P 6 7. 基本目標4 (1) 子どもの貧困対策の推進

P 7 2. 基本目標4 (3) ひとり親家庭等の自立支援の推進

第3章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

すべてのこども・若者が輝き
みんなの笑顔があふれるまち おまえざき

第2次御前崎市総合計画では、将来都市像として「子どもたちの 夢と希望があふれるまち 御前崎」を掲げ、本市の恵まれた自然に誇りを感じながら安心して子どもを産み育てることができる環境をつくり、明るい笑顔でたくましく生きる市民の育成を目指しています。

また、『こども大綱』では、子どもの視点に立って意見を聴き、子どもにとって一番の利益を考え、子どもと家庭の福祉や健康の向上を支援し、子どもの権利を守る「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

本計画では、「第2期御前崎市子ども・子育て支援事業計画」を引き継ぐとともに、「こども大綱」の理念と第2次御前崎市総合計画の将来都市像の実現に向けて、「すべてのこども・若者が輝き みんなの笑顔があふれるまち おまえざき」を基本理念として掲げます。

2 基本目標

(1) すべての子どもの健やかな育ちを支える支援

子どもの幸せな将来の実現に向け、ライフステージに応じて、結婚から出産・子育てまで、子どもやその家庭への切れ目のない支援の充実を図ります。そのため、教育や保育の充実とともに、安心して出産や子育てができるよう、妊娠期からの相談支援や健診等を通じて、子どもの発育・発達への支援に取り組みます。また、子どもの自主性・社会性の育成や子どもの放課後の居場所づくり、次世代の親の育成など、子どもの健やかな成長と発達を総合的に支援します。

(2) スクラムで推進する途切れない教育

子どもたちが心身ともに健やかに成長できるように、全ての子どもの基本的人権が尊重される環境づくりを整備します。また、園、学校、家庭、地域、行政が一体となって、子どもの「生きる力」を培い、伸ばし、支えていく教育環境づくりを推進するとともに、生涯にわたって学びを楽しむ風土を根付かせていくため、地域の特性を生かしながら、様々な学びの機会を市民に提供していきます。

(3) 子どもの育ちをみんなで支える地域づくり

保護者の子育てにおける不安や悩みに対する相談支援や情報提供の充実、ひとり親家庭等への支援の充実を図るとともに、家庭や地域の教育力の向上を図ります。

また、安心して仕事と子育てを両立できる環境づくりのため、ワーク・ライフ・バランスの理解や促進に努め、男女共同参画による子育てを支援し、保護者が安心して子育てができるまちづくりを推進します。

(4) 困難を抱える子ども・若者とその家族への支援

子どもと若者は、未来を担う存在でありながら、今を生きる主体でもあります。子どもの権利を尊重し、適切な情報と知識を提供して自己決定を支援します。

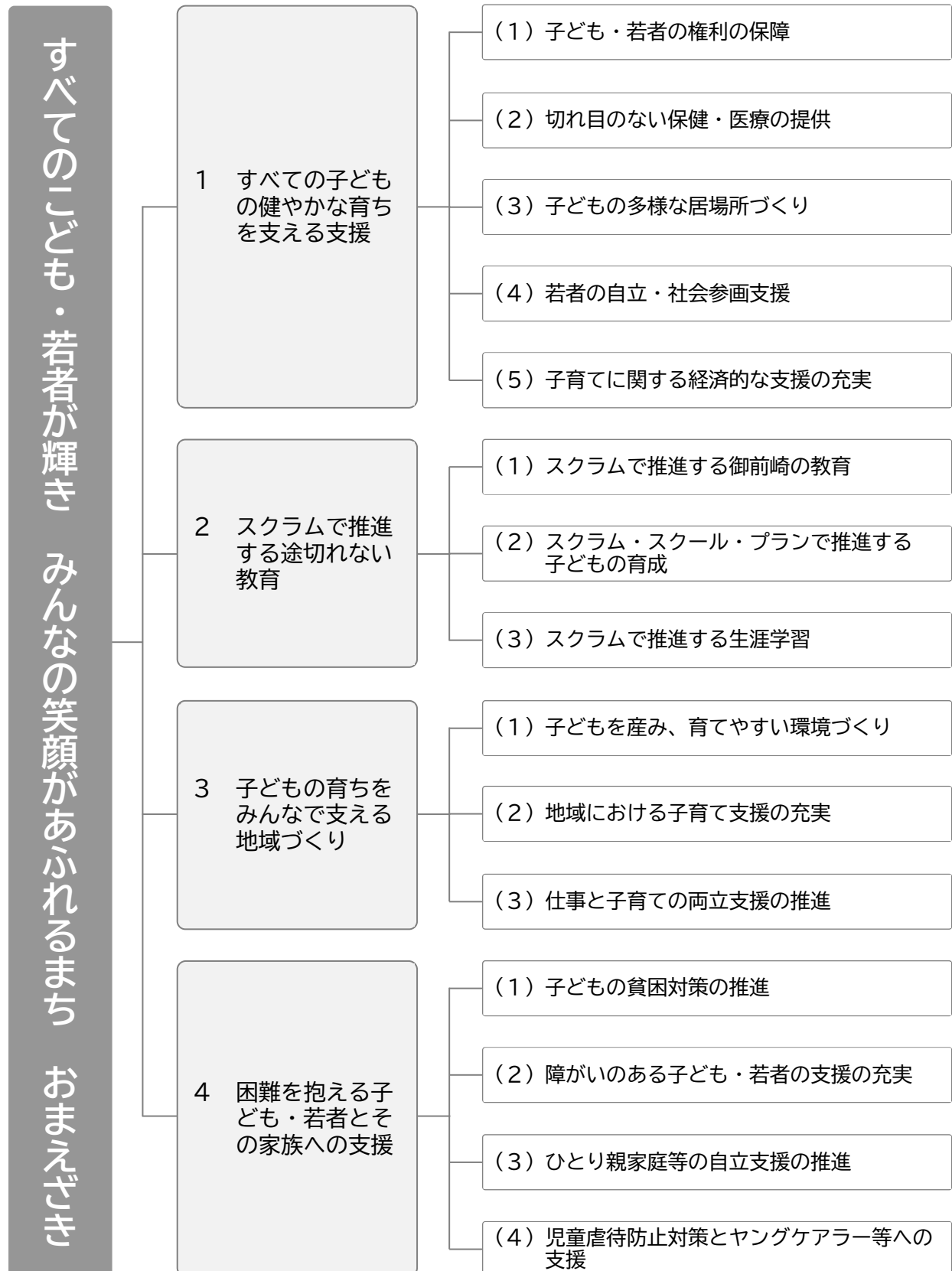
また、子どもの貧困対策や児童虐待防止対策を推進しつつ、障がいのある児童・生徒等の配慮が必要な子どもや保護者を対象に、関係機関等が連携を図りながら、子どもの特性に合わせた継続的な支援を充実します。

3 施策体系

〔 基本理念 〕

〔 基本目標 〕

〔 施策の方向性 〕





施策の展開

1 すべての子どもの健やかな育ちを支える支援

(1) 子ども・若者の権利の保障

全ての子ども・若者に対して、こども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行います。

また、保護者や教職員、幼児教育・保育、青少年教育に携わる者など、子どもや若者の健やかな育ちや子育て当事者の支援に携わるおとなに対しても、こども基本法や子どもの権利条約の趣旨や内容について広く情報発信を行います。

【主な事業・取組】

事業・取組名	内容	担当課
子どもを守るネットワークの充実	【取組内容】 要保護児童等対策地域協議会（年1回）や児童相談連絡会（毎月1回）及び学校訪問等により、現状の把握、情報の共有を図り、虐待の未然防止や、早期発見により適切なケアが行えるように取り組んでいます。 【具体的な方向性】 関係機関と連携して、子どもや保護者への支援ができるよう体制の強化を図り、子どもを虐待から守っていきます。	こども未来課
ヤングケアラーへの支援	【取組内容】 家庭の事情により、大人が担う介護や家事等を日常的に行い、学業や友人関係等に影響が生じている子ども（ヤングケアラー）に対し、相談窓口の設置や関係機関の連携による情報共有、支援連絡会を開催しています。 【具体的な方向性】 ヤングケアラーに関する啓蒙啓発活動に積極的に取り組んでいきます。 関係機関の連携により、相談窓口や支援体制の充実を図るとともに、ヤングケアラーに関する啓蒙啓発活動を実施していきます。	こども未来課
人権啓発活動	【取組内容】 人権に対する理解を深めるため、啓発活動や市内小学校及び幼保こども園を対象とした人権教室等を開催します。 【具体的な方向性】 幼少期から大人まで人権に関する意識を深めていく活動を実施します。	福祉課

(2) 切れ目のない保健・医療の提供

健康診査や健康相談などの母子保健事業をきめ細かく実施し、相談環境を整備するとともに、適切な育児情報を提供し、育児不安の軽減を図ります。また、支援が必要な家庭を早期に把握し、乳児家庭全戸訪問や児童館活動の充実なども活用しつつ、関係機関との連携を強化し、専門的な相談につなげることで、子育て家庭が自信とゆとりを持って子育てができるよう努めます。

【主な事業・取組】

事業・取組名	内容	担当課
妊婦健康診査	【取組内容】 妊婦の健康の保持増進を図り、安全な分娩と健康な児の出産ができるよう、妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦健康診査に係る費用の一部を助成します。 【具体的な方向性】 妊婦健康診査の受診票を交付し、適正助成に努めます。また、未受診の状況把握と勧奨に努めます。	こども未来課
乳児家庭全戸訪問事業	【取組内容】 子育ての孤立化を防ぐため、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることにより、子どもが健やかに育成できる環境整備を図ります。 【具体的な方向性】 出生の確認後、生後2か月まで訪問を実施し、保護者への育児支援を行います。	こども未来課
予防接種事業	【取組内容】 予防接種法に基づく定期接種を実施します。乳幼児期に感染すると重症化し、命を脅かすおそれのある感染症から子どもを守るとともに感染症の流行を防ぐため、接種費用を助成します。 【具体的な方向性】 受診率向上と受診勧奨に努めます。	健康づくり課
	接種率 (%)	
	R 7 R 8 R 9 R 10 R 11	
	94.0 94.0 95.0 95.0 96.0	

事業・取組名	内容	担当課
妊婦保健指導事業	【取組内容】 妊娠中の母体や胎児の健康を保ち、妊娠に伴う早産等のリスクを回避し、正常な経過を維持するために保健指導を実施します。口腔内の健康保持のため、歯科検診受診票を発行し、受診勧奨をします。また、喫煙者には専門の相談機関を紹介します。継続的な指導が必要とされる場合は、訪問や電話相談等を実施します。 【具体的な方向性】 妊娠に関する正しい知識を身に付けて、安心して妊娠・出産・育児が行うことができるよう保健指導を行います。また、家庭生活に困難を抱える妊婦には、切れ目のない支援を行います。	こども未来課
乳幼児健康診査事業	【取組内容】 乳児の健康の保持及び増進を図るため、1か月児、4か月児、10か月児健康診査を委託医療機関にて実施します。また、母子保健法により義務付けられている「1歳6か月児」及び「3歳児」に対する健康診査を実施します。 この他、「2歳児」「2歳6か月児」に歯科検診を実施し、乳幼児期からの切れ目のない予防的な取組に努めます。 【具体的な方向性】 必要に応じて医療機関や関係機関と連携し、児に応じた支援の実施に努めます。また、未受診者に対し、通知や電話、訪問での受診勧奨に努めます。	こども未来課
未熟児養育医療助成事業	【取組内容】 医療の発展に伴い、未熟児の出生も増加する傾向にあります。健全な出産のためには、妊娠期の支援や未熟児に対しての十分な医療の確保が必要とされています。 医療費の助成を行うことにより、経済的・精神的負担を軽減し、適切な医療や指導が受けられるよう支援します。 【具体的な方向性】 今後も申請に対して適切な審査・助成を実施していきます。	こども未来課
不育症治療費助成事業	【取組内容】 健康保険の対象とならない不育症治療に対して、費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。 【具体的な方向性】 今後も申請に対して適切な審査・助成を実施していきます。	こども未来課

事業・取組名	内容	担当課															
親同士の交流や相談の場の充実	【取組内容】 育児に対する強い負担感や不安、孤立感を感じている親が増加し、精神的な支援の場が必要とされています。 親が、自己肯定感とゆとりを持って、子どもに向き合えるよう、親同士の繋がりを深め、互いに相談できる関係づくりを支援していきます。また、地域子育て支援センターなどの関係機関と連携を図り、誰もが気軽に育児相談することのできる場を確保し、育児不安の軽減に努めます。 【具体的な方向性】 親の育児不安の軽減と適切な育児が行えるよう相談の場の充実に努めます。	こども未来課															
育児相談、健康相談の充実	【取組内容】 乳幼児期において、各種健康相談や電話相談、家庭訪問等を実施し、保護者からの育児や栄養に関する相談に応じています。 各種健康相談の受診率は高く、乳児期では、離乳食に関する相談が増えています。また、育児相談では、育児への悩みを訴える保護者が増えています。親子の愛着形成の促しや幼児期における他者との関わりの獲得などの支援を通じて、良好な親子関係の構築に努めます。 【具体的な方向性】 育児への悩みや不安の解消を図るため、相談の充実や関係機関との連携を図ります。 <table><tr><th colspan="5">各健康相談受診率（％）</th></tr><tr><th>R 7</th><th>R 8</th><th>R 9</th><th>R 10</th><th>R 11</th></tr><tr><td>91.0</td><td>92.0</td><td>92.0</td><td>93.0</td><td>93.0</td></tr></table>	各健康相談受診率（％）					R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	91.0	92.0	92.0	93.0	93.0	こども未来課
各健康相談受診率（％）																	
R 7	R 8	R 9	R 10	R 11													
91.0	92.0	92.0	93.0	93.0													
子育て支援情報の提供	【取組内容】 ○子育てガイド（こまもり帳）の発行 子育てに関する各種手続き、子育て関連の施設、相談事業等の連絡先や位置のお知らせ ○すこやかガイドの発行 年1回：乳幼児の健診や相談の年間スケジュールのお知らせ ○くらしのダイアリーの発行 月1回：子育て関連行事のスケジュール、夜間休日当番医等のお知らせ 【具体的な方向性】 必要な情報の発信や若い世代にとってなじみやすい広報に努めます。また、子育て世代へ最新の情報を発信できるよう、デジタル化による利便性の向上に努めます。	こども未来課															
慢性疾病・難病を抱える子ども・若者への支援	【取組内容】 慢性疾病や難病を抱える子どもや若者に対し、相談支援を実施しています。 【具体的な方向性】 慢性疾病や難病を抱える子どもや若者に対し、適正なサービスが受けられるよう相談支援体制を整えていきます。	福祉課															

(3) 子どもの多様な居場所づくり

子ども・若者が、多世代との交流等を通じて、人間形成の基礎となる道徳性や豊かな心を育むことができるよう支援します。

【主な事業・取組】

事業・取組名	内容	担当課															
だれでも食堂 『もぐもぐ』	【取組内容】 家庭教育支援の場として、飲食店などと連携し親子等に食事を提供する「だれでも食堂『もぐもぐ』」を開催します。 【具体的な方向性】 だれでも食堂「もぐもぐ」は、各地区ごと1箇所、開催できるように地域に協力を求めています。また、情報が必要な方に周知されるよう、関係機関と連携していきます。	社会教育課															
児童館活動の充実	【取組内容】 児童館では、子ども同士、親同士のふれあいの場として、遊びを通して児童の健全育成を推進しています。乳幼児事業では、子育て支援センターとの連携を深めて行事の共有化を図り、図書館の読み聞かせ行事の充実を進めます。小学生事業では、創作遊び、食育活動等を通じて、運動能力や行動力、コミュニケーション力や達成感、食に対する関心の向上を推進しています。また、児童館ボランティア育成にも力を入れています。 【具体的な方向性】 今後、児童館のあり方、機能、指定管理等について委員会で検討し、地域における「こどもの居場所」として乳幼児から18歳までのすべてのこどもが幅広く利用できる空間を目指し、児童館ガイドラインに沿った機能・役割の拡充を図ります。 <table><tr><th colspan="5">量の見込み（人）</th></tr><tr><th>R 7</th><th>R 8</th><th>R 9</th><th>R 10</th><th>R 11</th></tr><tr><td>10,500</td><td>10,400</td><td>10,000</td><td>10,000</td><td>10,000</td></tr></table>	量の見込み（人）					R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	10,500	10,400	10,000	10,000	10,000	こども未来課
量の見込み（人）																	
R 7	R 8	R 9	R 10	R 11													
10,500	10,400	10,000	10,000	10,000													
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	【取組内容】 小学校に就学している児童であって、その保護者が就労等により昼間家庭にいないものに、放課後等に児童厚生施設や学校の余裕教室を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。 【具体的な方向性】 共働き世帯の増加によるニーズに対応できるよう各学校と連携を図り、余裕教室の活用等により、開設場所を確保するとともに、支援員、補助員の補充により、利用者の増加に対処していきます。	こども未来課															

(4) 若者の自立・社会参画支援

地域資源を活用した多様な体験機会を提供する「御前崎クエスト」では、自然体験活動などを通じて若者が地域とつながり、心理的・社会的な成長を促します。

【主な事業・取組】

事業・取組名	内容	担当課
青少年の体験活動の推進	【取組内容】 市の豊かな自然の中で、地域資源を活用した「ホンモノ」の体験活動を行っています。対象年齢に合わせたプログラムを通年で開催し、地域愛の醸成やこれからの未来を生き抜く力を育みます。また、将来、地域を担う人づくりに取り組みます。 【具体的な方向性】 継続した事業実施に向けて、参加者の確保に努めるとともに、事業者と協力し、より良い事業の実施に努めます。	社会教育課

(5) 子育てに関する経済的な支援の充実

高学歴社会により、高校への進学率（通信制含む）が98%に上る現在、子育てにかかる保護者等の経済的負担は増大し、少子化の重要な要因となっています。そのため、児童手当の拡充や子ども医療費の負担軽減を図り、子どもを持つ家庭全体の支援を総合的にを行います。

【主な事業・取組】

事業・取組名	内容	担当課
児童手当の支給	【取組内容】 子育て家庭の生活の安定と児童の健やかな成長に資するため、高校生年代までの子どもを養育している方に児童手当を支給しています。 【具体的な方向性】 児童手当法に基づき、本事業を継続していきます。	こども未来課

事業・取組名	内容	担当課				
子ども医療費助成事業	【取組内容】 子どもを養育する保護者等に対し、子どもにかかる医療費を助成することにより、保護者等の経済的負担の軽減を図るとともに、子どもの疾病の早期発見・早期治療を促進し、子どもの保健福祉の向上に努めます。高校生相当年齢児童までの医療費の自己負担が無料となっています。	こども未来課				
	【具体的な方向性】 保護者等の経済的負担の軽減を図るとともに、医療機関から提出されたレセプトを適正に処理し、疾病の早期発見・早期治療を促進し、子どもの保健福祉を促進していきます。					
	量の見込み（人）					
	R 7		R 8	R 9	R 10	R 11
	3, 969		3, 778	3, 577	3, 394	3, 194
教育・保育の無償化	【取組内容】 急速な少子化の進行及び幼児教育・保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、3歳以上の保育料が無料になっています。	こども未来課				
【具体的な方向性】 子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、国の施策に準じ、本事業を継続していきます。						
妊婦のための支援給付	【取組内容】 妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援の充実と経済的支援を一体として実施しています。	こども未来課				
【具体的な方向性】 妊婦の経済的負担の軽減を図るため、国の施策に準じて実施していきます。						
低所得者の妊婦に対する初回産科受診料支援事業	【取組内容】 低所得の妊婦の経済的負担軽減を図るとともに、妊婦の状況を継続的に把握し、必要な支援につなげるため、初回の産科受診料の費用を助成します。	こども未来課				
【具体的な方向性】 妊婦の経済的負担の軽減を図るため、国の施策に準じ、本事業を継続していきます。						

2 スクラムで推進する途切れない教育

御前崎市教育委員会では、「まちづくりは人づくりから」の考えに拠り、第2次御前崎市総合計画における基本目標を「郷土を愛し、未来を創る人づくり」としています。社会全体（園・学校・家庭・地域・行政）が協働して取り組むことを重視し、「御前崎の人づくり」を『スクラム御前崎』と名付け、様々な取組を展開しています。第2次御前崎市総合計画後期基本計画（令和3年度から令和7年度）及び第3次御前崎市総合計画（令和8年度から令和15年度）の進捗状況を確認しながら、御前崎市教育振興基本計画・御前崎市教育大綱に基づき、次の取組を推進します。

（1）スクラムで推進する御前崎の教育

子どもたち一人一人が、「社会の変化に柔軟に対応し、多くの他者と様々な関わりを広げ、より豊かな自己の人生とよりよい社会を切り拓いていく力」を持つためには、園、学校、家庭、地域、行政がそれぞれの役割を理解し、責任を果たすとともに、それぞれがつながり合いながら社会全体で協働して子どもの育成に当たることが求められています。未来の御前崎市を担う子どもたちが社会的・職業的に自立した人間に育つためには、子どもたちにどんな力をつけ、どのように育てていくかを社会全体で考えていくことが大切です。

「家庭での育ち」「園・学校での育ち」「地域・社会での育ち」をつなぐため、「スクラム・スクール運営協議会（御前崎型コミュニティスクール）」等を通して、園・学校・家庭・地域・行政がスクラムを組み、地域ぐるみで青少年の育成を図ることに取り組んでいきます。

① 園、学校、家庭、地域、行政がスクラムを組んで、様々な教育活動に取り組めます。

【主な事業・取組】

事業・取組名	内容	担当課
スクラム・スクール運営協議会（コミュニティスクール）の推進	【取組内容】 ・スクラム・スクール運営協議会の実施 ・学校支援地域本部〔地域学校協働本部〕の実施 ・シニアスクールの実施 ・ウェブサイトなどによる広報活動の充実 ・総合教育会議・移動教育委員会の実施 【具体的な方向性】 関係各課で連携し、円滑な運営に努めます。	学校教育課 教育総務課 社会教育課
地域と共に取り組む防災教育	【取組内容】 ・防災教育の推進 ・園・学校合同の避難訓練の実施 ・地域と共に考える避難訓練の実施 【具体的な方向性】 危機管理マニュアルを定期的に見直したり、地域の避難訓練への参加を促したりして、防災に対する意識を高くもてるようにしていきます。	学校教育課
地域の協力で取り組む小・中学校のキャリア教育	【取組内容】 学校・家庭・地域が連携したキャリア教育の充実	学校教育課

② 青少年の健全育成に地域ぐるみで取り組みます。

【主な事業・取組】

事業・取組名	内容	担当課
地域で育む青少年健全育成	【取組内容】 ・市青少年健全育成会議の開催 ・サポート隊 ・こども110番の家 ・声かけ運動 ・青少年補導員活動 ・「スクラム御前崎の集い」の開催 ・「はたちの集い」（旧成人式）の開催 【具体的な方向性】 現在の取組を継続していくことで、青少年の健全育成に努めます。	社会教育課
青少年の体験活動の推進【再掲】	【取組内容】 市の豊かな自然の中で、地域資源を活用した「ホンモノ」の体験活動を行っています。対象年齢に合わせたプログラムを通年で開催し、地域愛の醸成やこれからの未来を生き抜く力を育みます。また、将来、地域を担う人づくりに取り組みます。 【具体的な方向性】 継続した事業実施に向けて、参加者の確保に努めるとともに、事業者と協力し、より良い事業の実施に努めます。	社会教育課
家庭教育につながる支援体制の確立	【取組内容】 ・家庭教育支援員の配置 ・家庭教育学級への支援 ・家庭教育の推進 ・スタートアップカリキュラム冊子の活用 ・情報モラル学習の推進	社会教育課 学校教育課

(2) スクラム・スクール・プランで推進する子どもの育成

少子化や核家族化の進行、地域コミュニティの希薄化等により、対人関係に悩む子どもたちが増えています。また、小1プロブレム、中1ギャップと言われるように、新しい環境での学習や生活への不適応が、不登校等の生徒指導上の諸問題につながる事態も少なくありません。

未来の御前崎市を担う子どもたちが、社会的・職業的に自立した人間に育つためには、社会全体で子どもたちを育てるとともに、園、小学校、中学校、高校が「子どもたちの学びと育ち」を途切れないようにする必要があります。校種により、子どもたちの発達段階は違いますが、「御前崎市の子どもの将来の姿」を描き、園、小学校、中学校、高校がそれぞれの果たす役割を認識することが大切です。

そのため、園、小学校、中学校、高校の教職員がスクラム・スクール・プランを通して、これからの社会を生き抜くための資質・能力の育成を目指し、子ども観や教育観の共有を図っていきます。

① 乳幼児教育では、生きていく力の基礎を育成します。

【主な事業・取組】

事業・取組名	内容	担当課
「遊びこむ子」の育成	【取組内容】 ・主体的な遊びや体験を充実させる環境作り ・園の読書環境の整備 ・地域の教育力を生かした保育の推進 ・教諭・保育士対象各種研修会 ・「幼保小の架け橋プログラム」の推進（スタートアップカリキュラム冊子の活用） ・適切な職員配置 【具体的な方向性】 全ての子どもに格差なく質の高い乳幼児教育を保障するという観点から、公私立園がともに乳幼児教育の質向上や幼保小の接続等の取組を一体的に推進する研修体制等を構築させていきます。	学校教育課
家庭と共に歩む子どもの育成	【取組内容】 ・家庭教育の推進 ・地域子育て支援センターの充実	学校教育課 こども未来課
乳幼児期における個性伸長教育の推進	【取組内容】 ・巡回相談、教育相談の実施 ・個性伸長支援員の配置 ・療育機関による出前型療育の推進と充実 ・すこやか園訪問の実施 【具体的な方向性】 幼児理解や保育技術の向上を図るとともに適切な職員配置ができるよう努めます。また園・家庭・医療・行政・専門機関等との連携も更に図っていきます。	学校教育課

② 学校教育では、これからの社会を生き抜くための資質・能力を育成します。

【主な事業・取組】

事業・取組名	内容	担当課
これからの時代に必要な資質・能力の育成	【取組内容】 ・市独自の学力調査の実施 ・スクラム合同研修会、スクラムゼミナールの実施 ・教職員対象各研修会の実施 ・外国語指導助手（ALT）の配置 ・ICT支援員の配置 ・情報モラル学習の推進 ・学校における読書活動の推進 ・市立図書館と学校図書館との連携	学校教育課
心と体づくりの推進	【取組内容】 ・全国体力運動能力・運動習慣等調査の分析と活用 ・SOSの出し方教育の実施	学校教育課
個にきめ細かに対応する教育環境の体制づくり	【取組内容】 ・「しおかぜ先生」の配置 ・学習支援員等の配置 ・巡回相談、教育相談の実施 ・就学支援委員会、個性伸長支援教育専門家チーム会議の実施 ・適応指導教室「サンルーム」の運営 ・いじめ問題対策連絡協議会の実施	学校教育課

③ 充実した教育環境を整備します。

【主な事業・取組】

事業・取組名	内容	担当課
安全・安心で、これからの時代に必要な教育環境の整備	【取組内容】 ・安全安心な教育環境の向上 ・老朽化する学校施設・設備の適正な維持管理 ・GIGAスクール構想の推進 - GIGA端末の更新 - GIGAネットワークの検証 - 学習ポータルの充実 【具体的な方向性】 校舎の維持管理を引き続き適切に行っていきます。国のGIGAスクール構想の推進のため、ハード・ネットワーク等の更新とともに、適切な学習ソフトや授業環境の整備を行います。	教育総務課

④ 子どもの心と体を支えるため、園、学校給食を魅力あるものにします。

【主な事業・取組】

事業・取組名	内容	担当課
食育指導と地産地消の推進	【取組内容】 ・食育指導の推進 ・地産地消の推進 ・「生きた教材」となる給食内容の充実	学校給食 共同調理場
安全で安心な給食の提供	【取組内容】 ・安心安全、おいしい給食の提供 ・食物アレルギー食への的確な対応 ・衛生管理と安全管理の徹底	学校給食 共同調理場 教育総務課

(3) スクラムで推進する生涯学習

生涯にわたって学びを楽しむ風土を根付かせていくため、地域の特性を生かしながら、園、学校、家庭及び地域とのスクラムを重視し、様々な学びの機会を市民に提供していきます。

① 家庭の教育力支援スクラム

青少年健全育成に大きな役割を担う家庭の教育力を向上させるため、家庭教育学級への支援や家庭教育支援員の配置を通じて、家庭教育の支援をします。

【主な事業・取組】

事業・取組名	内容	担当課
家庭教育学級への支援	【取組内容】 家庭の教育力向上のため、園・学校と保護者が学級懇談会等の園や学校行事と連携して家庭教育について学ぶ場や親子ふれあいの機会を持つ活動を支援しています。 【具体的な方向性】 今後は、園や学校だけでなく、家庭教育に資する活動を行う団体への支援も検討していきます。	社会教育課
家庭教育支援員の配置	【取組内容】 青少年の健全育成の基礎となる家庭の教育力を向上させるため、身近な地域の中で身近な人が保護者に寄り添って家庭教育の支援を行う家庭教育支援員を配置し、保護者間の交流や気軽な相談の機会をつくります。未就園児親子等のふれあいの場として「あそび塾」を実施しています。 【具体的な方向性】 「あそび塾」は支援センターと差別化するため、「家庭教育」としての場を意識して行っていきます。	社会教育課

② 青少年健全育成のスクラム

心身ともに健全な青少年の育成に向け、地域住民の活動への参加を促進し、健全育成のための良好な社会環境整備に努めます。

【主な事業・取組】

事業・取組名	内容	担当課
サポート隊による見守り	【取組内容】 市民一体で、事故や犯罪・非行から子どもたちを守るため、各地区の地区センター・小中学校の呼びかけに賛同した市民やPTAによって、「できる時に、できる場所で」、子どもたちの安全を見守るボランティア活動を実施しています。 【具体的な方向性】 地区センターと連携して、「子どもを見守る活動」に賛同し、一緒に活動する方を増やしていくよう、広報などで周知を図ります。	社会教育課
こども110番の家	【取組内容】 商店や一般家庭等に依頼し、緊急時の子どもたちの一時避難所及び110番通報を行える施設として登録していただいています。 【具体的な方向性】 広報紙などで活動の周知を図り、活動に賛同していただく方が増えるよう働きかけていきます。	社会教育課
声かけ運動	【取組内容】 「地域の青少年は地域で育てる」をコンセプトに地域の大人が様々な声かけをし、積極的にかかわることを通して、青少年の健やかな成長を支援していく県の取組に協力しています。 【具体的な方向性】 県の取組に協力し、青少年の健やかな成長を支援していきます。	社会教育課
グッドマナー運動	【取組内容】 毎月10日をスクラムグッドマナーの日として、あいさつ運動を学校・地域・家庭・行政が協力して、全園・全校及び通学路において取り組んでいます。	学校教育課 社会教育課

③ 体験型学習機会のスクラム

青少年が集団生活への適応性や社会ルールを身につけリーダーとして成長する機会を提供するとともに、親子のふれあいや地域社会との絆を深める事業を展開します。

【主な事業・取組】

事業・取組名	内容	担当課
青少年の体験活動の推進【再掲】	【取組内容】 市の豊かな自然の中で、地域資源を活用した「ホンモノ」の体験活動を行っています。対象年齢に合わせたプログラムを通年で開催し、地域愛の醸成やこれからの未来を生き抜く力を育みます。また、将来、地域を担う人づくりに取り組みます。 【具体的な方向性】 継続した事業実施に向けて、参加者の確保に努めるとともに、事業者と協力し、より良い事業の実施に努めます。	社会教育課
親子工作教室	【取組内容】 工作を通じて親子のふれあいを図ることを目的として、市内製材所、建築組合などの協力を得て実施します。 【具体的な方向性】 引き続き、事業を実施し、親子のふれあいの場となるよう努めます。	社会教育課

④ 生涯学習基盤のスクラム

個人の学習要求に応える環境醸成と、学習成果を社会活動や地域づくり等への活用による、学びと活動の好循環を生む、生涯学習基盤の充実を目指します。

【主な事業・取組】

事業・取組名	内容	担当課
生涯学習講座の開催	【取組内容】 市民ニーズや地域課題に応じた市民講座を開催します。また、市民講座、市民自らが企画運営する自主講座や地区センター主催の講座など御前崎の学びの場をまとめたガイドブックを作成して、わかりやすく情報発信し、生涯学習講座への参加者の増加と、サークル活動等の充実を図ります。 【具体的な方向性】 生涯学習講座への参加者数増加と意識向上のため、継続して市民講座の企画・運営、自主講座の募集、地区センター・庁内・振興公社等の講座の取りまとめ、生涯学習ガイドブックの発刊を行います。また、中学校の部活動地域移行に伴い、講座情報を掲載している生涯学習ガイドブックに、中学生向けの情報を載せるなど周知を図ります。	社会教育課

事業・取組名	内容	担当課
社会教育学級の推進	【取組内容】 地域グループが地域コミュニティの向上のため、地区センター等を拠点にして、生活課題、地域課題など様々な分野に関し学習目的を持って集い学びあう活動を支援しています。 【具体的な方向性】 今後も、学習する場の継続のため、支援を行っていきます。	社会教育課

⑤ 図書館活動充実のスクラム

インターネットや携帯ゲーム機などの情報メディアの急速な普及等により、子どもを取り巻く環境は大きく変化しており、読書の習慣が低下しています。乳幼児期から「本に出会い、本を知り」、就学前には「本で考え、本で学び」、成人になったら「本と生き、本と伝える」ことができるよう、子どもの読書活動を支援します。

【主な事業・取組】

事業・取組名	内容	担当課
ハローブック	【取組内容】 ブックスタートでの読み聞かせ案内をはじめ、子育て支援に関わる読書や案内を実施します。	市立図書館
保育所・幼稚園での読み聞かせ	【取組内容】 市内の保育所・幼稚園へ毎月1回程度訪問して、読み聞かせを実施します。	市立図書館
学校への読書支援	【取組内容】 授業で使う本や朝読書用の本など学校で必要とする本の団体貸出、学校図書館司書へのサポートを実施します。希望する小学区・園へ本を持って出向き、子どもたち個人への貸出を実施します。	市立図書館

⑥ 文化・芸術にふれる機会のスクラム

文化協会とスクラムを組み、子どもから大人まで多くの市民が文化芸術にふれることができるよう、発表、体験の場の提供に努めます。

【主な事業・取組】

事業・取組名	内容	担当課
文化祭の開催	【取組内容】 芸術文化の振興を目指し、市民の交流を図るとともに広く文化の進展に寄与する場として、市文化協会と連携し、展示部門、芸能部門、お茶会、囲碁大会、などを開催します。 【具体的な方向性】 多くの方々が参画できるような体制づくりを推進していきます。	社会教育課

事業・取組名	内容	担当課
伝統文化親子教室	【取組内容】 文化団体と連携し、子どもから大人まで多くの市民が文化芸術にふれることができるよう、発表や体験の場の提供に努めます。また、文化芸術活動発表の場として市民会館、丸尾記念館を積極的に活用していきます。 【具体的な方向性】 団体独自の自主事業を活発的にしていくため、継続的な運営サポートを行っていきます。	社会教育課

⑦ スポーツ振興のスクラム

市民へのスポーツ推進を目的とし、各種委員と連携して、体力・年齢・目的に応じたスポーツ活動への参加機会を提供します。

【主な事業・取組】

事業・取組名	内容	担当課
軽スポーツ教室・大会の実施	【取組内容】 市民が気軽にスポーツに親しむため、スポーツ推進委員が中心となって、軽スポーツ教室・大会(ソフトバレーボール、デカスポテニス、ファミリーバドミントン、フーバ、ワンバウンド・ふらば〜るボールバレー、バウンスボール)を開催します。 【具体的な方向性】 参加者の高齢化が進んでいるため、若者の募集に力を入れていきます。	社会教育課
市町駅伝競走大会への参加	【取組内容】 御前崎市代表チームを派遣するための活動を推進します。また、誰もが参加しやすい雰囲気作りにより、多くの市民を受け入れるとともに、個々の目標に応じた体力の向上を図ります。	社会教育課
スポーツ協会の活動支援	【取組内容】 スポーツ協会で開催するマリンパークマラソン・市駅伝大会等の運営や市内スポーツ少年団等に対する活動支援を通して、市民のスポーツ人口拡大と振興を図ります。 【具体的な方向性】 現在開催している行事やスポーツ協会の運営をより充実させていきます。	社会教育課

⑧ マリンスポーツ振興のスクラム

郷土の特色を生かし、小学生の海洋体験活動事業を積極的にサポートすることで郷土の魅力を伝え、マリンスポーツの振興と普及に努めます。

【主な事業・取組】

事業・取組名	内容	担当課
小学生海洋体験活動の実施	【取組内容】 海に面した地域特性を活かし、御前崎の海への理解と海洋性スポーツの普及を目的として市内小学校を対象に海洋体験活動を実施します。 【具体的な方向性】 学校のカリキュラムや天候に配慮しながら、海洋体験活動を円滑に実施していきます。	社会教育課

3 子どもの育ちをみんなで支える地域づくり

(1) 子どもを産み、育てやすい環境づくり

幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減を着実に実施し、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進します。

【主な事業・取組】

事業・取組名	内容	担当課
実費徴収に伴う補足給付事業	【取組内容】 幼稚園や保育所の保育料は、国が定める公定価格を基に、各市町村が条例により利用者負担額を設定することとされていますが、施設によっては実費徴収（教材費、行事参加費等）などの上乗せ徴収を行う場合があると想定されます。 本事業は、教育・保育施設が上乗せ徴収を行う際、実費負担の部分について低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行うものです。 【具体的な方向性】 低所得者の負担軽減を図るため、対象施設の状況把握に努めるとともに、必要に応じて、制度の確立について、検討していきます。	こども未来課
多様な主体の参入促進事業	【取組内容】 新たに開設された施設や事業が安定的かつ継続的に事業を運営し、保護者や地域住民との信頼関係を構築していくには、一定の時間が必要であることから、新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、設置又は運営を促進するための事業です。 【具体的な方向性】 今後も、子どもの人口推移や施設の老朽化等を勘案し、必要に応じて園の統合や民営化による設置又は運営を検討していきます。	こども未来課

(2) 地域における子育て支援の充実

子育て家庭が自信とゆとりを持って子育てできるよう、地域における子育て支援の充実を図ります。

また、各事業の利用等における手続きの簡略化を図るとともに、各制度の周知に努めます。

【主な事業・取組】

事業・取組名	内容	担当課
利用者支援事業	【取組内容】 令和7年度からこども家庭センターを設置し、母子保健機能と児童福祉機能の一体的な運営を通じて、妊産婦や乳幼児の健康の保持・増進に関する支援を行うとともに、全ての子どもとその家庭に対する虐待への予防的な対応及び個々の家庭の状況に応じた支援を包括的に切れ目なく実施します。 【具体的な方向性】 妊産婦や乳幼児等に対して、身近な場所で相談に応じ、切れ目のない相談支援に努めます。	こども未来課
時間外保育事業（延長保育事業）	【取組内容】 保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育所の通常開所時間11時間を超えて保育を行います。 【具体的な方向性】 利用者のニーズに対し、必要に応じて公立園での実施の検討、保育士の確保等に努めていきます。	こども未来課
放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ） 【再掲】	【取組内容】 小学校に就学している児童であって、その保護者が就労等により昼間家庭にいないものに、放課後等に児童厚生施設や学校の余裕教室を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。 【具体的な方向性】 共働き世帯の増加によるニーズに対応できるよう各学校と連携を図り、余裕教室の活用等により、開設場所を確保するとともに、支援員、補助員の補充により、利用者の増加に対処していきます。	こども未来課
子育て短期支援事業 （ショートステイ事業）	【取組内容】 保護者の病気など、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において、必要な保護を行う事業です。 【具体的な方向性】 児童養護施設の利用や児童家庭センターを通じた里親の活用ができるよう体制整備に努めます。	こども未来課

事業・取組名	内容	担当課
地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）	【取組内容】 乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所を常設し、子育てについての相談、情報提供などを行います。 【具体的な方向性】 ホームページ・LINE等を活用した子育て支援センターのPR・周知に努めるほか、利用者の満足度やニーズ把握に努め、支援センター活動の充実を図ります。	こども未来課
預かり保育事業	【取組内容】 幼稚園・こども園在園児を対象とし、通常期の降園後や長期休業期間中などに、希望者を教育（保育）する事業です。 【具体的な方向性】 利用者のニーズに対応できるよう、受け入れ体制の整備や保育士の確保に努めていきます。	こども未来課
緊急・一時保育事業	【取組内容】 保護者の傷病等社会的にやむを得ない理由などにより、緊急的、一時的に保育に欠ける未就園児を預かる事業です。 【具体的な方向性】 利用者のニーズに対応できるよう、受け入れ体制の整備や保育士の確保に努めていきます。	こども未来課
病児保育事業 （病児・病後児保育事業）	【取組内容】 病気又は病気の回復期にある子どもについて、病院や保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師や保育士が一時的に保育する事業です。 【具体的な方向性】 保育中の体調不良児について、保護者が迎えに来るまで預かる「体調不良児対応型」を実施していきます。 また、病児、病後児保育の実施について、利用者のニーズに応じ、受け入れ体制の整備や保育士、看護師の確保について検討していきます。	こども未来課
ファミリー・サポート・センター事業	【取組内容】 児童の預かり等の援助を希望する者と当該援助を行うことを希望する者が会員となり、相互援助活動を行う事業です。 【具体的な方向性】 子育ての援助を希望する者が必要なサービスを受けることができるよう、本事業の周知に努め、提供会員の増加を図ります。	こども未来課
リフレッシュ保育事業	【取組内容】 就学前の児童を一時的に預かることで、子育て中の保護者の日常的な育児負担の軽減とリフレッシュを図り、いきいきと育児ができるよう支援する事業です。 【具体的な方向性】 利用者のニーズに対応できるよう、民間保育園等と連携を図り、受け入れ体制の整備に努めます。	こども未来課

(3) 仕事と子育ての両立支援の推進

少子高齢化に伴う労働力人口の減少や働く方のニーズの多様化に伴い、育児や介護、病気治療や不妊治療と仕事の両立ができる環境の整備が重要です。また、晩婚化や晩産化に伴い、子育てと介護を同時にしなければならない世帯（ダブルケア）の存在が指摘されています。このような課題を解決し、家族が協力して子育てをし、地域社会全体で支える環境を整備するため、仕事と子育ての両立支援を推進します。

【主な事業・取組】

事業・取組名	内 容					担当課
男女共同参画推進市民会議	【取組内容】 全ての人が性別にかかわらず個性と能力を発揮できる社会の実現を目指し策定した「男女共同参画行動計画」について、関係各課の取り組みに対して市民会議委員による評価を行うことで、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進します。 【具体的な方向性】 男女共同参画社会の実現に向けて、関係各課と連携を図り、行動計画の着実な推進に取り組みます。					企画政策課
	男女共同参画行動計画におけるワーク・ライフ・バランスの実現に関する事業評価の平均結果					
	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	
	A (達成率 80%以上)	A (達成率 80%以上)	A (達成率 80%以上)	A (達成率 80%以上)	A (達成率 80%以上)	
男女共同参画講演会	【取組内容】 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）や働き方改革、女性活躍の推進を目的として、市民や市内企業等を対象に男女共同参画講演会を開催し、意識啓発を図ります。 【具体的な方向性】 企業の意識啓発を図るため、企業の参加を促進する内容や開催方法を検討し実施します。					企画政策課
	受講者アンケートの理解度（％）					
	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	
	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	
両立支援制度に関する情報提供	【取組内容】 妊娠届出時や出生届出時などの機会に情報提供を行うほか、御前崎市ホームページに、仕事と子育ての両立支援に関する情報をまとめたページを開設し、必要とする両立支援制度の情報をいつでも取得できる環境を整えます。					こども未来課

事業・取組名	内容	担当課
両立支援制度の適切な利用に向けた支援	【取組内容】 妊婦等包括相談支援事業にて、家庭からの相談に応じて利用可能な両立支援制度の周知を図るとともに、具体的な利用手続きなどの支援を行います。	こども未来課
男性の育児参加の促進	【取組内容】 男性の家事・育児への参加を積極的に促進するため、母子手帳交付時やパパママセミナーなどを通じて、男性の家事・育児への参加意識の向上を図ります。	こども未来課
	パパママセミナー開催数（回）	
	R 7 R 8 R 9 R 10 R 11	
	3 3 3 3 3	
両立支援制度の適切な運用に向けた啓発	【取組内容】 各職場における仕事と子育ての両立支援制度が適切に運用され、周りに気兼ねすることなく制度を利用することが可能となるよう、県や関係団体等とも連携して啓発活動を行います。	企画政策課
放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ） 【再掲】	【取組内容】 小学校に就学している児童であって、その保護者が就労等により昼間家庭にいないものに、放課後等に児童厚生施設や学校の余裕教室を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。 【具体的な方向性】 共働き世帯の増加によるニーズに対応できるよう各学校と連携を取り余裕教室の利用について検討し、必要に応じて開設場所の確保、支援員や補助員の補充により利用者の増加に対処していきます。	こども未来課

4 困難を抱える子ども・若者とその家族への支援

(1) 子どもの貧困対策の推進

経済的な理由で子どもを産み育てることが困難な状況にならないよう各種手当等の経済的支援を充実します。

また、経済的格差の広がりや、教育や進学を狭めるだけでなく、子どもが育つ環境にも大きな影響を及ぼすため、生活の安定のための支援、教育の支援、保護者の就労支援等を充実します。

【主な事業・取組】

事業・取組名	内容					担当課
子どもの学習・生活支援事業	【取組内容】 生活保護受給世帯又はそれに準ずる世帯の小学生及び中学生を対象に、学習支援や生活支援の実施により、子どもたちの学力向上と社会性及び自立を育み、将来的な自立の素地を高めることを目的に事業を継続して行っています。 【具体的な方向性】 関係機関と連携し事業を周知するとともに、参加者の個々の学力向上と生活の自立を助長していきます。					福祉課
	参加者数（人）					
	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	
	4	5	6	6	6	
母子父子寡婦福祉資金の貸付	【取組内容】 20歳未満の児童を扶養している配偶者のない女子又は男子及びその扶養する20歳未満の児童、父母のない20歳未満の児童等に修学資金や就学支度資金を貸し付けしています。 【具体的な方向性】 ひとり親家庭の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、適正な事業の実施に努めるとともに、本制度の周知を図ります。					こども未来課
	貸付者数（人）					
	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	
	2	2	2	2	2	

事業・取組名	内容	担当課
相談体制の充実	【取組内容】 児童の養育問題、就業・住宅等生活上の問題、生活費、教育費等経済上の問題の相談に応じられるよう、家庭相談員や民生委員、主任児童委員などが中心となり、ひとり親家庭等の相談に応じています。 【具体的な方向性】 令和7年度には、こども家庭センターを設置し、関係機関との連携を強化した、相談支援を行います。 「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の機能を「こども家庭センター」に統合し、医療・福祉・教育など、多方面から切れ目のない一体的な支援の実施に努めます。	こども未来課

(2) 障がいのある子ども・若者の支援の充実

障がいのある子ども・若者とその保護者に対しては、一人ひとりの障がいの状況に応じた、きめ細かな支援を行うとともに、児童発達支援や保育所等訪問支援、放課後等デイサービス、障害児相談支援などの施策を通じて、必要な支援を行います。

また、地域における障がい児の支援体制の強化や保育所等におけるインクルージョンを推進するとともに、医療的ケア児など専門的支援が必要な子どもや若者とその家族への対応のための地域における連携体制の強化を図ります。

【主な事業・取組】

事業・取組名	内容					担当課
障害福祉サービスの 充実	【取組内容】 幼少期における療育を充実させ、子どもの成長を支援できるよう、東遠地域自立支援協議会等を通し、現状の課題について検討し、解決を図っていきます。 【具体的な方向性】 集団(地域の幼稚園・保育所)での育ちが必要な子どもは、園支援や保育所等訪問支援を利用し、園とともに発達を支援していく方法を確立していくことが今後の課題です。また、市の母子保健や教育部門との連携を図り、さらに発達支援に対する理解が深まるよう体制整備をしていきます。現状の体制を維持しながら、多様化する家庭のニーズに合わせた、より質の高いサービスを適正に利用できるよう、サービス提供ができるよう、体制や制度を整えていきます。					福祉課
	児童発達支援 サービス見込み量(人日/月)					
	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	
	299	307	310	312	313	
	保育所等訪問支援 利用者数(人/月)					
	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	
	7	7	8	9	10	
	【具体的な方向性】 障がいの特性に応じたきめ細やかな、より質の高いサービスの提供を行うため、東遠地域自立支援協議会等を通じて、現状の課題について検討し、サービスの適正利用や必要なサービスの充足を図ります。					
	放課後等デイサービス サービス見込み量(人日/月)					
	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	
1,161	1,191	1,191	1,195	1,195		

事業・取組名	内容	担当課				
相談支援事業の充実	【取組内容】 障がいのある子どもやその家族の様々な問題やニーズについて、相談支援事業所等の専門機関と連携を取りながら、障がいに関する悩みや相談、福祉サービスの紹介や利用方法の説明など必要な支援を行います。 【具体的な方向性】 地域における相談支援事業所の数が少ない現状があるため、必要に応じて東遠地区自立支援協議会等で共有し検討を図っていきます。障がいに関する悩みや相談、福祉サービスの紹介や利用方法の説明など必要な支援を行えるよう、相談支援事業所等と連携していきます。	福祉課				
	障害児相談支援 サービス見込み量（人/年）					
	R 7		R 8	R 9	R 10	R 11
	140		145	145	147	147
	委託相談支援 実人数（人）					
	R 7		R 8	R 9	R 10	R 11
	40		40	40	40	40
ライフステージに応じた総合的・継続的支援の体制づくり	【取組内容】 障がい児のライフステージに応じた総合的・継続的ケアが適切かつ円滑に行えるよう、児童福祉法による障害児支援利用計画、障害児通所支援事業所等における個別支援計画を活用し、それぞれの実情に応じた支援を提供するとともに、教育・保育・療育等の関係機関による効果的な連携体制の整備を推進します。 【具体的な方向性】 幼児期から学齢期、学齢期から成人期にかけて切れ目なく円滑な支援が行われるよう、関係機関と連携していくとともに、移行支援会議等を活用していきます。	福祉課				
障害福祉サービス等の利用の推進	【取組内容】 障がい児が地域の中で育まれ、学び、健やかに成長できる環境をサポートするため、短期入所などの障害者総合支援法の障害福祉サービスをはじめとする各種福祉サービスの適正利用を推進します。 【具体的な方向性】 障がい児が、障害福祉サービスを適正に利用し必要な支援を受けられるよう、相談支援事業所等と連携していきます。	福祉課				

事業・取組名	内容	担当課
療育事業	【取組内容】 1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査等の健診事業や相談事業などにおいて、子どもの健康状態を把握し、精神発達や言語発達の遅れが心配される子どもや集団生活を送る上で支援が必要な子どもを対象に、相談や療育教室を実施しています。 療育事業では、小集団活動を通して、個々の成長・発達を促す取り組みをしています。 また、育てにくさを抱えながら育児に向き合っている保護者へ寄り添い、子どもの変化や成長を共有し、子育てに充実感や自信がもてるよう支援したり、適切な機関につなぐなどの支援をしています。 就学に関する課題を抱える子どもの支援については、関係機関と連携し、適切な時期に適切な支援を受けることのできる場を確保しています。 発達障がい児支援に向けて、スタッフの資質向上に継続的に取り組み、個々の実状に応じた適切な支援を行います。 【具体的な方向性】 健診や療育教室等の利用で発達相談を希望される際には、タイムリーに発達相談を利用できる体制を確保していきます。また、少子化が予想される中で療育支援を必要とする子どもとともに育児への困難感を抱える保護者に寄り添い伴走できるような療育教室のあり方を検討していきます。	学校教育課 こども未来課
	発達相談件数（未就園児）（人）	
	R 7 R 8 R 9 R10 R11	
	55 53 52 51 50	
	療育教室参加実人数（未就園児）（人）	
	R 7 R 8 R 9 R10 R11	
	45 45 45 45 45	
	発達相談件数（就園児）（人）	
	R 7 R 8 R 9 R10 R11	
	100 100 100 100 100	
	療育教室参加実人数（就園児）（人）	
	R 7 R 8 R 9 R10 R11	
	45 45 45 45 45	
教育・保育施設における受け入れ体制の充実	【取組内容】 各教育・保育施設において、カリキュラム編成や職員配置の工夫、当該教育・保育に携わる職員の資質の向上などに継続的に取り組むことにより、受け入れ体制の充実を図ります。	こども未来課

事業・取組名	内容	担当課
障害児通所支援事業所等との連携強化	【取組内容】 障がい児の教育・保育施設の安定した利用を促進するため、保育所等訪問支援を活用するなど、教育・保育施設において、障がい児が集団生活に適應するための専門的な支援等を行います。	こども未来課
発達障がい児支援に向けたスタッフの資質の向上	【取組内容】 自閉症、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）等の発達障がいを含む障がい児については、障がいの特性に応じて、子どもの可能性を最大限に伸ばし、社会参加するために必要な力を培うため、幼稚園教諭、保育士等の資質の向上を図るとともに、専門家等の協力も得ながら個々の障がい児の実情に応じた適切な支援を行います。	こども未来課

（３）ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親世帯の子ども・若者、そして保護者の生活を守るためには、世帯ごとに異なる課題やニーズをくみ取り、最適な支援につなげていきます。

【主な事業・取組】

事業・取組名	内容	担当課
児童扶養手当の支給	【取組内容】 婚姻解消等により母子家庭となり子を養育する母親や、父子家庭で子を養育し、かつ生計を同じくしている父親に手当を支給しています。 【具体的な方向性】 ひとり親家庭等の経済的基盤を確立するため、事業を継続していきます。	こども未来課
	受給者見込数（人）	
	R 7 R 8 R 9 R 10 R 11	
	144 141 138 135 132	
ひとり親家庭等医療費の助成	【取組内容】 母子・父子家庭の２０歳未満の子とその母親または父親、両親のいない家庭の２０歳未満の子が医療機関で受診した場合に、保険診療でかかった医療費の自己負担について助成しています。引き続き、ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図り、安心して子育てができる環境作りのため、事業を継続していきます。 【具体的な方向性】 ひとり親家庭の母親、父親、その児童のかかった診療費を適切に支給していきます。	こども未来課
	量の見込（人）	
	R 7 R 8 R 9 R 10 R 11	
	100 95 89 88 66	

事業・取組名	内容	担当課				
母子家庭等高等職業訓練促進給付金の支給	【取組内容】 母子家庭の母等であって、資格取得のための養成機関で修業を開始した方に訓練促進給付金を、カリキュラムを修了した方に修了支援給付金を支給しています。 【具体的な方向性】 就職に向けた資格取得を目指して受講する対象者に対し、適正に事業を継続していきます。	こども未来課				
	量の見込（人）					
	R 7		R 8	R 9	R10	R11
	1		1	1	1	1
ハローワークと連携した就職支援	【取組内容】 ひとり親家庭の保護者が、就職に必要な技能を習得することができるよう支援するとともに、ハローワークと連携してちらし等を活用した情報提供を行います。 【具体的な方向性】 ちらし等で広報を行い、自立に向けた就業支援を行います。	こども未来課				
ひとり親家庭の子どもが保育を利用しやすい環境づくり	【取組内容】 ひとり親家庭について、就職活動中も含めて保育の優先利用が可能となるよう入所調整を行うなど、保育を利用しやすい環境づくりを進めます。	こども未来課				
生活の安定・向上に向けた給付の実施	【取組内容】 ひとり親家庭の自立を促進し、生活の安全を図るため、就労につながる教育訓練の受講や資格の取得を促進するための給付事業を行います。	こども未来課				

(4) 児童虐待防止対策とヤングケアラー等への支援

こども家庭センターの設置や家庭支援、居場所支援の充実を図るとともに、地域ネットワークと連携して虐待予防を強化します。ヤングケアラー問題については、関係者が連携して早期に発見・把握し、子どもの意向に寄り添った支援を提供することで、家族全体の負担軽減を図ります。

【主な事業・取組】

事業・取組名	内容	担当課				
ヤングケアラーへの支援【再掲】	【取組内容】 家庭の事情により、大人が担う介護や家事等を日常的に行い、学業や友人関係等に影響が生じている子ども（ヤングケアラー）に対し、相談窓口の設置や関係機関の連携による情報共有、支援連絡会を開催しています。 【具体的な方向性】 ヤングケアラーに関する啓蒙啓発活動に積極的に取り組んでいきます。 関係機関の連携により、相談窓口や支援体制の充実を図るとともに、ヤングケアラーに関する啓蒙啓発活動を実施していきます。	こども未来課				
子どもを守るネットワークの充実【再掲】	【取組内容】 要保護児童等対策地域協議会（年１回）や児童相談連絡会（毎月１回）及び学校訪問等により、現状の把握、情報の共有を図り、虐待の未然防止や、早期発見により適切なケアが行えるように取り組んでいます。 【具体的な方向性】 関係機関と連携して、子どもや保護者への支援ができるよう体制の強化を図り、子どもを虐待から守っていきます。	こども未来課				
児童相談所との連携体制の強化	【取組内容】 虐待や育児放棄の兆候を見つけた場合は、速やかに児童相談所に通報し、子どもを守るための対応に取り組んでいます。 【具体的な方向性】 虐待などの兆候を見つけた場合には、児童相談所に通報、相談し、子どもを守る為の対応に取り組んでいきます。 また、関係機関（園、学校）についても連携を深め、虐待に対する認識、理解を共通認識のもと、虐待等の兆候を観察し、発見した場合には速やかに児童相談所に通報し子どもを虐待から守っていきます。	こども未来課				
	児童相談所を含む個別ケース会議（回）					
	R 7		R 8	R 9	R 10	R 11
	10		10	10	10	10

事業・取組名	内容	担当課
ニートやひきこもり等の相談支援	【取組内容】 ニートやひきこもりの状態であったり、進路や人間関係等に悩みや不安を抱えていたりする若者や家族に対する相談体制の充実を図ります。 【具体的な方向性】 静岡県や社会福祉協議会等と連携し、悩みや不安等を抱える若者や家族に対する精神的な支援ができる相談体制の充実を図ります。	福祉課



教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

※本章の数字を扱っている表の単位は「実人数」を基本としていますが、施設数や、延べ人数などの場合は、その都度記載しています。

1 量の見込みと確保方策の考え方

(1) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく基本指針に即して、策定することとされています。令和4年6月の児童福祉法等の一部を改正する法律及び令和6年6月の子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が成立したことを受け、基本指針の改正が行われました。

〈主な改正内容〉

- 家庭支援事業の新設・拡充及び利用勧奨・措置に関する事項の追加
- こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加
- 妊婦等包括相談支援事業に関する事項の追加
- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する事項の追加
- 産後ケアに関する事業の追加

(2) 教育・保育提供区域について

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、事業等を実施していく上で計画的に提供体制を確保するため、「地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域」を設定することが必須事項とされています。また、「教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することができる」とされています。

※教育・保育提供区域は、施設を整備する上での計画上の区域のことであり、市民のサービス利用可能区域を決めるものではありません。利用者の施設・事業選択は計画における提供区域の数により影響を受けることはありません。

本市においては、市民ニーズと各事業の供給上のバランスがとれ、特に区域を分割する必要がないことから、第1期計画、第2期計画ともに「教育・保育提供区域」及び「地域子ども・子育て支援事業提供区域」について、市内全域で一つと設定していました。

本計画においても、市全体で需給のバランスを見ながら柔軟に対応することが現実的と考え、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域については市全体を一つの提供区域としました。

(3) 量を見込む区分について

教育・保育の必要量は、提供区域別に認定区分ごとに見込むこととされているため、市全域を1区域として必要量を見込みものとし、1号、2号、3号の認定区分ごとに分けて算出しました。

ただし、幼稚園・認定こども園については、保護者の就労の有無にかかわらず利用できることになっており、ニーズ調査結果をみても、共働きでも「幼稚園・認定こども園」を希望する保護者がいることから、幼稚園を希望する2号認定の子どもについては、これを「幼児教育の希望が強いもの」として、分けて量を見込むとともに、3号認定についても、0歳と1歳、2歳で職員の配置基準や児童1人当たりの施設の面積要件などが異なるため、これを分けて量を見込むこととしました。

【 量を見込む区分 】

認定区分	対象者	利用先
1号認定	3歳以上で教育を希望している子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定	3歳以上で、「保育の必要な事由」※に該当するが、幼稚園の利用を希望する子ども（2号（幼児教育の希望強）と表記）	幼稚園 認定こども園
	3歳以上で、「保育の必要な事由」※に該当し、保育所・認定こども園での保育を希望している子ども	保育所 認定こども園
3号認定	3歳未満で、「保育の必要な事由」※に該当し、保育所・認定こども園等での保育を希望している子ども（以下、3号（0歳）・3号（1歳、2歳）と表記）	保育所 認定こども園 地域型保育事業

※「保育の必要な事由」とは、就労（フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内労働など）、妊娠・出産、保護者の疾病・障がい、同居又は長期入院をしている親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDVのおそれがあること、育児休業取得中に既に保育を必要としている子どもがいて継続利用が必要であること、その他市町村が認める場合をいいます。

なお、本市における「保育の必要な事由」のうち、「就労」については月64時間を下限時間とします。

(4) 量の見込みの算出について

見込み量の推計方法について、アンケートに基づき算定する事業は、全国共通の算出方法が国から示されています。（参考：国が示す「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方」）

なお、アンケートの回答により算出した量見込みが実態と大きく乖離する場合は、妥当性を検証した上で、実績をもとに量見込みを算出する場合があります。

(5) 提供体制の確保方策の考え方

提供体制の確保方策については、現状の提供体制、事業者の意向調査等を踏まえ、「量の見込み」に対応するよう提供体制の内容及び実施時期を設定しました。

(6) 量の見込みと確保方策の見直し

現状では見込量に対し提供体制が確保されていますが、今後の就学前児童人口の変化や就労意向の変化を踏まえ必要に応じて確保方策について再検討し、見直しを行います。

■参考：国が示す「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方」

見込み量の推計方法は、全国共通の算出方法が国から示されており、下記のフローとなっています。なお、アンケートの回答により算出した量見込みが実態と大きく乖離する場合は、妥当性を検証した上で、実績をもとに量見込みを算出する場合があります。

ステップ1

～家庭類型の算出～

アンケート回答者を両親の就労状況でタイプ进行分类します。

8つの家庭類型があります。

ステップ2

～潜在家庭類型の算出～

ステップ1の家庭類型からさらに、両親の今後1年以内の就労意向を反映させてタイプ进行分类します。

市民のニーズに対応できるよう、新制度では、潜在家庭類型でアンケート回答者の教育・保育のニーズを把握することがポイントです。

- 現在パートタイムで就労している母親のフルタイムへの転換希望
- 現在就労していない母親の就労希望

ステップ3

～潜在家庭類型別の将来児童数の算出～

人口推計を算出し、各年の将来児童数と潜在家庭類型を掛け合わせます。

ステップ4

～事業やサービス別の対象となる児童数の算出～

事業やサービス別に定められた家庭類型等に潜在家庭類型別の将来児童数を掛け合わせます。

例えば、放課後児童健全育成事業等は保育を必要とする家庭に限定されています。

ステップ5

～利用意向率の算出～

事業やサービス別に、利用希望者数を回答者数で割ります。

本当に利用したい真のニーズの見極めが重要です。

ステップ6

～見込み量の算出～

事業やサービス別に、対象となる児童数に利用意向率を掛け合わせます。

将来児童数を掛け合わせることで、令和7年度から令和11年度まで各年度の見込み量が算出されます。

(7) 子どもの数の推計

計画期間中の子どもの数の推移については、計画期間（令和7年～11年）の0～11歳について、過去5年の住民基本台帳人口を用いて、国の『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』で示された内容に従い「コーホート変化率法※」で推計を行いました。

単位：人

年齢	実績	推計					
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和7→11年度増減
0	135	101	97	95	91	89	-12
1	159	133	100	96	93	89	-44
2	163	157	131	99	95	92	-65
3	164	161	156	130	98	94	-67
4	177	161	158	154	128	97	-64
5	193	175	159	156	152	127	-48
小計	991	888	801	730	657	588	-300
6	222	190	173	157	154	150	-40
7	228	223	190	173	157	154	-69
8	232	227	222	189	172	156	-71
9	249	231	226	221	189	172	-59
10	262	251	233	228	223	191	-60
11	264	264	253	235	230	225	-39
小計	1,457	1,386	1,297	1,203	1,125	1,048	-338
合計	2,448	2,274	2,098	1,933	1,782	1,636	-638

単位：人

年齢	実績	推計					
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和7→11年度増減
0	135	101	97	95	91	89	-12
1～2	322	290	231	195	188	181	-109
3～5	534	497	473	440	378	318	-179
6～8	682	640	585	519	483	460	-180
9～11	775	746	712	684	642	588	-158

※実績・推計ともに各年4月1日時点の数値を掲載しています。

※「コーホート」とは、同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団のことを指し、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

2 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育

(1) 教育事業【1号認定（3～5歳児）】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み(人)	177	169	157	134	114
1号認定(認定こども園及び幼稚園)	96	92	85	73	62
2号認定(幼稚園)	81	77	72	61	52
B 確保の内容(人)	342	342	342	342	342
B - A(人)	165	173	185	208	228

【確保の内容】

既存施設の利用定員でニーズ量を確保できる見込みとなっていることから、計画期間において待機児童を生じさせないよう努めていきます。

(2) 保育事業【2号認定（3～5歳児）】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み(人)	261	248	231	198	167
B 確保の内容(人)	296	296	296	296	296
B - A(人)	35	48	65	98	129

【確保の内容】

既存施設の利用定員でニーズ量を確保できる見込みとなっていることから、今後、就学前児童人口や保育需要の推移等を注視し、需要と供給のバランスを見極めながら、必要な対応を検討していきます。

(3) 保育事業【3号認定（0～2歳児）】

	令和7年度			令和8年度			令和9年度		
	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
A 量の見込み(人)	17	80	98	17	60	81	16	57	62
	195			158			135		
B 確保の内容(人)	17	242		17	242		17	242	
	259			259			259		
	保育所	208		208			208		
	地域型保育事業	36		36			36		
	認可外保育施設	15		15			15		
	B－A(人)	64			101			124	

	令和10年度			令和11年度		
	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
A 量の見込み(人)	16	56	59	15	53	57
	131			125		
B 確保の内容(人)	17	242		17	242	
	259			259		
	保育所	208		208		
	地域型保育事業	36		36		
	認可外保育施設	15		15		
	B－A(人)	128			134	

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
C 0～2歳児推計人口(人)	391	328	290	279	270
保育利用率 B／C(%)	66.2	79.0	89.3	92.8	95.9

【確保の内容】

0歳～2歳児においては、既存施設の利用定員でニーズ量を確保できる見込みとなっておりますが、母親の就労状況等で保育ニーズが発生する可能性があることから、確保に当たっては、3歳児への円滑な連携を確保しつつ、保育士の配置変更等柔軟な受け入れ体制を整え確保を図ります。

また、保育士の人材確保対策の充実など、保育の質の維持・向上を図ります。

3 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進等に関する事項

項目	内容
幼児期の教育・保育と小学校等の連携について	保護者の就労状況にかかわらず、子どもが教育・保育を一体的に受けることのできる認定こども園の設置について、保育所や幼稚園のニーズ量や地域の実情に応じて、推進方法について協議、検討していきます。 また、幼児期の教育・保育と小学校教育との円滑な接続の取組推進、保幼小連携を実施します。 小学校入学直後に学習に集中できない、望ましい人間関係を築くことができないなど、小学校生活にうまく適応できない（いわゆる小一プロブレム）子どもが増加する傾向にある中、幼児期の教育（幼稚園、保育所、認定こども園）と小学校教育が、それぞれの段階における役割と責任を果たすとともに、子どもの発達や学びの連続性を保障するため、両者の教育が円滑に接続し、教育の連続性・一貫性を確保した、スクラムでの教育を推進します。
子育てのための施設等利用給付の円滑な実施について	保護者が子育てのための施設等利用給付を円滑に利用できるよう、公正かつ適正な支給を確保するとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、必要な対応について検討を行います。
教育・保育の一体的提供、教育・保育の推進について	保育士の人材確保対策を図るとともに、子どもたちが心身ともに満たされ、豊かに生きていくことを支える環境や経験のため、研修等を通し保育士の資質・能力の向上に努めていきます。教育・保育に関する資質・能力の向上に努めていきます。
認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携について	国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、外国籍等の幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を推進していきます。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策

(1) 利用者支援事業

【 概要 】

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等の相談支援を行い、必要に応じて、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

- ・基本型・・・主として、地域子育て支援拠点等身近な場所で、日常的に利用でき、かつ相談機能を有する施設で実施する事業
- ・特定型・・・主として市区町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う事業
- ・こども家庭センター型・・・妊産婦や子育て世帯に対して面接や訪問等によるソーシャルワーク業務を行い、心身の状態やニーズを把握したうえで、支援プランを作成する事業

【 量の見込みと確保量 】

単位：箇所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	1	1	1	1	1
基本型・特定型	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
確保量（B）	1	1	1	1	1
基本型・特定型	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 確保方策 】

令和7年度からこども家庭センターを設置し、個々の家庭の状況に応じた包括的な支援を実施するとともに、妊産婦や乳幼児等に対して、身近な場所で相談に応じ、切れ目のない相談支援に努めます。

(2) 時間外保育事業

【 概要 】

保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育所や認定こども園の通常開所時間11時間を超えて保育を行う事業です。

【 量の見込みと確保量 】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	348	313	286	257	230
確保量（B）	348	313	286	257	230
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 確保方策 】

保護者の多様な就労形態やニーズに対応できるよう、時間外保育事業の充実を図ります。長時間保育が子どもの負担にならないよう配慮しながら、継続して実施します。

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ事業）

【 概要 】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後等に小学校敷地内の専用施設や学校の余裕教室を利用して、適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【 量の見込みと確保量 】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	363	333	304	281	266
1年生	121	110	100	98	95
2年生	97	83	75	68	67
3年生	68	66	56	51	46
（低学年 計）	286	259	231	217	208
4年生	57	55	54	46	42
5年生	17	16	16	15	13
6年生	3	3	3	3	3
（高学年 計）	77	74	73	64	58
確保量（B）	390	380	350	330	320
差引（B）－（A）	27	47	46	49	54

【 確保方策 】

子どもたちが安心感やくつろぎを感じ、ありのままの自分で過ごすことができる居場所としての「生活」の場を大切にしていきます。

保護者の多様な就労形態やニーズに対応できるよう、学校の余裕教室の活用など、教育委員会や学校と協議を行いながら、受け入れ体制の整備拡充を図ります。

また、関係機関と連携を図り、支援員の確保に努めていきます。

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）（新規事業）

【 概要 】

家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において必要な保護を行う事業です。

【 量の見込みと確保量 】

単位：延べ日数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	45	51	56	62	68
確保量（B）	30	40	50	60	70
差引（B）－（A）	▲15	▲11	▲6	▲2	2

【 確保方策 】

令和7年度より事業を開始し、支援を必要としている家庭を利用につなげることで、育児が継続できるよう支援します。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

【 概要 】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐため、その居宅において様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることにより、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図る事業です。

【 量の見込みと確保量 】

単位：件

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	101	97	95	91	89
確保量（B）	101	97	95	91	89
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 確保方策 】

保護者が、不安に陥らず安心して子育てができるよう育児環境を確認し、産婦の育児不安の解消、産後のメンタルヘルス対策、子どもの発育確認、虐待の早期発見・防止を行い、必要に応じて継続支援につなげます。

また、職員の相談技術のさらなるスキルアップを図ります。

(6) 養育支援訪問事業

【 概要 】

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、継続的に保健師等が訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。保護者が安心して出産、子育てができる環境づくりと、育児不安や産後うつ症状等への予防・ケアを目的とする事業です。

【 量の見込みと確保量 】

単位：件

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	170	170	170	170	170
確保量（B）	170	170	170	170	170
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 確保方策 】

養育に関する専門的な相談支援については、職員の研修参加等により、相談技術のさらなるスキルアップを図り、充実させていきます。また、支援を必要とする保護者の利用に結び付くよう事業の周知を行っていきます。

(7) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

【 概要 】

乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所を常設し、子育てについての相談、情報提供などを行う事業です。

【 量の見込みと確保量】

単位：延べ人数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	8,298	6,961	6,155	5,921	5,730
確保量（B）	8,900	8,800	9,700	9,600	9,500
差引（B）－（A）	602	1,839	3,545	3,679	3,770

【 確保方策 】

地域子育て支援センターの活動を積極的にPRし、子育て相談や親子広場等交流の場の充実に努め、情報や知識の普及を図りながら子育て家庭を支援します。

(8) 一時預かり事業

【 概要 】

保護者の勤務条件や家庭の事情などにより、施設が定めた通常の利用日及び利用時間外に保育を必要とする幼稚園・こども園在園児や通常保育の対象とならない児童で、保護者の就労や通院、学校行事の参加等により家庭での保育が困難な児童を預かる事業です。

また、緊急一時保育は、保護者の傷病等により家庭において保育が困難な児童を緊急かつ一時的に預かる事業です。

【 量の見込みと確保量 】

単位：延べ人数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	15,998	15,343	14,728	14,153	13,603
幼稚園における 在園児を対象 とした一時預かり	15,838	15,215	14,617	14,042	13,490
緊急一時保育	160	128	111	111	113
確保量（B）	16,550	16,040	15,530	15,020	14,510
幼稚園における 在園児を対象 とした一時預かり	16,200	15,690	15,180	14,670	14,160
緊急一時保育	350	350	350	350	350
差引（B）－（A）	552	697	802	867	907

【 確保方策 】

幼稚園・認定こども園における一時預かり事業は、1号認定による利用者に対する大きな子育て支援の柱となるため、提供体制を確保していきます。

緊急一時保育は、利用者のニーズに対応するため、保育士の確保等により、受け入れ体制の整備に努めます。

(9) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

【 概要 】

病気又は病気の回復期にある子どもについて、病院や保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師や保育士が一時的に保育する事業です。

【 量の見込みと確保量 】

単位：延べ利用日数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	799	737	679	626	575
確保量（B）	865	780	756	734	711
差引（B）－（A）	66	43	77	108	136

【 確保方策 】

本市では、保育中の体調不良児について、保護者が迎えに来るまで預かる「体調不良児対応型」を実施しています。

今後、「病児・病後児対応型」の実施に向けて、利用者のニーズに応じ、受け入れ体制の整備や保育士、看護師の確保について検討していきます。

(10) ファミリー・サポート・センター事業

【 概要 】

児童の預かり等の援助を希望する者と当該援助を行うことを希望する者が会員となり、相互援助活動を行う事業です。

【 量の見込みと確保量 】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	28	26	24	22	20
確保量（B）	50	50	50	50	50
差引（B）－（A）	22	24	26	28	30

【 確保方策 】

依頼会員と援助会員のコーディネート等、支援体制を充実するとともに、利用を促進していきます。

(11) 妊婦健康診査事業

【 概要 】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦健康診査（①健康状態の把握、②検査、③保健指導）に係る費用の一部が、妊娠の届け出の際の母子健康手帳交付と併せて交付される妊婦健康診査受診票等を医療機関へ提示することで、助成される事業です。

【 量の見込みと確保量 】

単位：延べ回数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	1,414	1,358	1,330	1,274	1,246
確保量（B）	1,414	1,358	1,330	1,274	1,246
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 確保方策 】

妊娠期の経済的負担を軽減し、適正な時期に定期的な受診がされるよう促すことにより、異常の早期発見・早期治療及び精神的不安の解消を目指していきます。

また、受診対象者全員が受診できるように、見込まれる量に対して体制を確保します。

(12) 産後ケア事業（新規事業）

【 概要 】

母子保健法の改正（令和元年）により、令和3年度から「産後ケア事業」の実施が市区町村の努力義務となりました。

産後の母体の保護を目的とする保健指導の支援を行うため、産後に一定期間の保健指導を必要とする産後1年未満の養育者と乳児を対象に、心身のケアや育児サポートを行う事業です。

利用種別として、宿泊型、通所型、訪問型があります。

【 量の見込みと確保量 】

単位：人数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	31	29	29	28	27
確保量（B）	31	29	29	28	27
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 確保方策 】

利用を希望する方が利用できるように制度の周知を図るとともに、支援が必要な方へは積極的な利用を促します。

(13) 妊婦等包括相談支援事業（新規事業）

【 概要 】

妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業です。

- ・伴走型相談支援（出産・育児等の見通しを立てるための面談等（①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間）やその後の継続的な情報発信等を実施し、必要な支援につなぐ相談支援）

【 量の見込みと確保量 】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	303	291	285	273	267
確保量（B）	303	291	285	273	267
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 確保方策 】

利用者支援事業や乳児家庭全戸訪問事業の機会を活用し、情報提供や相談対応等を行うとともに必要な支援につないでいきます。

(14) 子育て世帯訪問支援事業（新規事業）

【 概要 】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

【 量の見込みと確保量 】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	5	5	5	5	5
確保量（B）	5	5	5	5	5
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 確保方策 】

支援を必要とする家庭の把握と実施に向けた検討および要綱改正を進め、利用しやすい環境づくり、広報の充実、利用満足度の維持向上に努めていきます。

(15) 児童育成支援拠点事業（新規事業）

【 概要 】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業です。

令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

【 今後の方向性 】

現在、この事業は実施していませんが、子どもが安全・安心に過ごせる環境において、必要に応じ、食事の提供や子どもからの相談等に対応する体制の整備に向けた検討をすすめます。

(16) 親子関係形成支援事業（ペアレントプログラム）

【 概要 】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

【 今後の方向性 】

親子の関係や子どもとの関わり方等を学ぶための講座の実施等により、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が、相互に悩みや不安を相談・共有し、情報交換ができる体制の整備に向けた検討をすすめます。

(17) 乳児等通園支援事業（新規事業）

【 概要 】

令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により現行の幼児教育・保育給付とは別に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度」）事業です。

【 今後の方向性 】

令和8年度からの給付制度化に向けて、国の考え方の動向に注視しながら必要受入時間数、必要定員数を検討し、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、ニーズに合った受入れができるよう体制の整備に努めます。

(18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【 概要 】

幼稚園や保育所の保育料は、国が定める公定価格を基に、各市町村が条例により利用者負担額を設定することとされていますが、施設によっては実費徴収（教材費、行事参加費等）などの上乗せ徴収を行う場合があると想定されます。

本事業は、教育・保育施設が上乗せ徴収を行う際、実費負担の部分について低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行う事業です。

【 今後の方向性 】

低所得者の負担軽減を図るため、対象施設の状況把握に努めるとともに、必要に応じて、制度の確立について、検討していきます。

(19) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【 概要 】

新たに開設された施設や事業が安定的かつ継続的に事業を運営し、新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、設置又は運営を促進するための事業です。

【 今後の方向性 】

子どもの人口推移や施設の老朽化等を勘案し、必要に応じて園の統合や民営化による設置又は運営を検討していきます。



推進体制

1 計画の推進

計画策定に携わる行政関係部課を中心に、幼児期の学校教育、保育及び子育て支援の関係者等の参画を積極的に得るなどして、計画の着実な実施と推進を図ります。また、必要に応じて、子どもや若者、市民が委員として参加する会議等での意見を聴取し、関係者等の協力を得ながら、社会全体、地域ぐるみで、子ども・子育て支援の環境整備に向けた意識の醸成を図ります。

2 計画の実現に向けた役割

(1) 家庭

家庭は、子どもの人格形成や基本的生活習慣の確立のため重要な役割を持ちます。子どもの思いやりや自主性、責任感等を育むことができるよう、発達段階に応じた適切な家庭教育を行っていくことが大切です。また、家族が親密なふれあいをもち、子どもの意見を取り入れながら、相互に助け合える人間関係を形成することが重要です。

(2) 地域

地域社会は、地域に住む全ての人々が健全な生活を営み、充実した日々を過ごすための大切な場です。地域にとって、子どもは次代を担うかけがえのない「宝」であり、子どもや若者の成長や交流を見守り、育んでいくことが重要になります。

全ての子どもが地域の人々との交流を通して健全に成長できるよう、近隣同士のつながりを深めることが大切です。

(3) 事業所

夫婦の共働きが増加する中で、事業所は従業員に対して積極的な子育て支援を提供する役割を持ちます。働いている全ての人々が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするなど、ゆとりある働き方が可能な就業環境や条件の整備を進めることが重要です。

(4) 行政

市は、計画の内容を広く市民に知らせるとともに、家庭、学校、地域、企業と連携し、また、それぞれの連携を促進しながら、保育、地域の子育て支援、母子保健、学校・家庭教育等の支援をきめ細かく展開することが求められており、幅広い視点から総合的に施策を推進します。

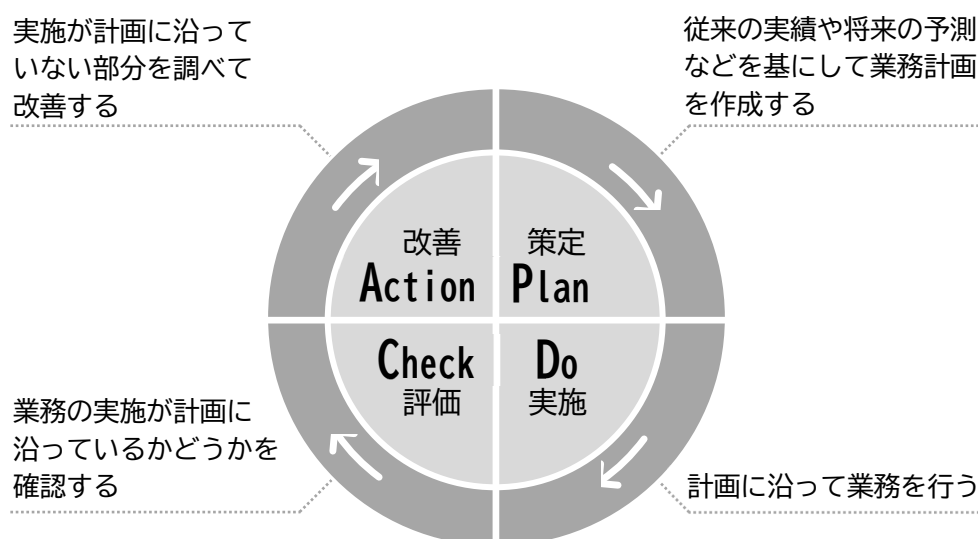
3 計画の進行管理

計画に基づく取組の実施に当たっては、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえたうえで取組の充実・見直しを検討するなど、PDCAサイクルを確保し本計画を計画的かつ円滑に推進することが重要です。

本計画の進捗状況については、「御前崎子ども・子育て会議」において審議し、子ども・子育て支援に関する取り組みに対して、様々な視点から点検・評価が実施されます。

なお、本計画における取り組みや量の見込み等は、社会情勢や国の今後の施策の展開状況のほか、本市における教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の動向を総合的に勘案したうえで、計画の中間年を目安として見直しを行う場合があります。

PDCAサイクルのイメージ

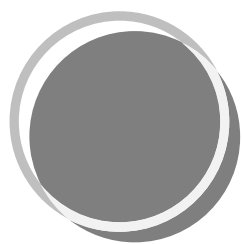


4 計画の公表

策定された計画を、ホームページ等で市民にわかりやすく公表します。

5 国・県との連携

子ども・子育て支援に関する施策を行うためには、国、県、市が連携し、取り組んでいくことが重要です。子ども・若者、子育て世帯等のニーズに応じた施策を達成するため、様々な制度の充実と改革に努めるとともに、国や県に対して積極的に提言や要望を行います。



資料編

1 こども基本法

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

(基本理念)

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第二百十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業主の努力)

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

(国民の努力)

第七条 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 前項の報告は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

- 一 少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）第九条第一項に規定する少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況
- 二 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第六条第一項に規定する我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況
- 三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）第八条第一項に規定するこどもの貧困の状況及びこどもの貧困の解消に向けた対策の実施の状況

第二章 基本的施策

(こども施策に関する大綱)

第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 こども施策に関する基本的な方針
- 二 こども施策に関する重要事項

- 三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項
- 3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。
 - 一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
 - 二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項
 - 三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第九条第二項各号に掲げる事項
- 4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。
- 5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 6 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならない。
- 7 前二項の規定は、こども大綱の変更について準用する。
(都道府県こども計画等)

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。
- 5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

(こども施策に対するこども等の意見の反映)

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(こども施策に係る支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備等)

第十二条 国は、こども施策に係る支援が、支援を必要とする事由、支援を行う関係機関、支援の対象となる者の年齢又は居住する地域等にかかわらず、切れ目なく行われ

るようにするため、当該支援を総合的かつ一体的に行う体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

（関係者相互の有機的な連携の確保等）

第十三条 国は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、前項に規定する業務を行う関係機関及び地域においてこどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、前項の有機的な連携の確保に資するため、こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができる。

4 前項の協議会は、第二項の関係機関及び民間団体その他の都道府県又は市町村が必要と認める者をもって構成する。

第十四条 国は、前条第一項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 都道府県及び市町村は、前条第二項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関及び民間団体が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知）

第十五条 国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

（こども施策の充実及び財政上の措置等）

第十六条 政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 こども政策推進会議

（設置及び所掌事務等）

第十七条 こども家庭庁に、特別の機関として、こども政策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 こども大綱の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、こども施策に関する重要事項について審議し、及びこども施策の実施を推進すること。

三 こども施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

四 前三号に掲げるもののほか、他の法令の規定により会議に属させられた事務

- 3 会議は、前項の規定によりこども大綱の案を作成するに当たり、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(組織等)

第十八条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

- 3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であって、同項の規定により命を受けて同法第十一条の三に規定する事務を掌理するもの

二 会長及び前号に掲げる者以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
(資料提出の要求等)

第十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十条 前三条に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

(検討)

第二条 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況及びこども施策の実施の状況を勘案し、こども施策が基本理念にのっとり実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念にのっとりこども施策の一層の推進のために必要な方策について検討を加え、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 御前崎市子ども・子育て会議条例

平成 26 年 3 月 25 日条例第 8 号

改正

平成 29 年 3 月 24 日条例第 1 号

令和 2 年 12 月 22 日条例第 31 号

令和 5 年 3 月 24 日条例第 11 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項及びこども基本法（令和 4 年法律第 77 号）第 13 条第 3 項の規定に基づき、御前崎市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、法第 31 条第 2 項に基づき意見を述べること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、法第 43 条第 2 項に基づき意見を述べること。
- (3) 御前崎市子ども・子育て支援事業計画に関し、法第 61 条第 7 項に基づき意見を述べること。
- (4) 御前崎市こども計画に関し、意見を述べること。
- (5) 御前崎市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 子育て会議に、委員長及び副委員長各 1 人を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 委員長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第6条 子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 子育て会議は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、健康福祉部こども未来課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

3 御前崎市子ども・子育て会議委員名簿

令和6年度「御前崎市子ども・子育て会議」委員名簿

	氏 名	所 属	備 考	
	1	村松志保乃	第一小学校保護者	小学校保護者代表
	2	竹田美奈子	やまもも保育園保護者	民間保育園保護者代表
	3	松下 耕治	北こども園保護者	公立幼稚園保護者代表
	4	水野 誉久	さくらこども園保護者	公立保育園保護者代表
	5	和田 夏子	子育てサークル代表	子育てサークル代表
	6	森田 紀子	みなみめばえ所長	療育機関
	7	植田 明美	幼稚園初任者研修指導員	学識経験者
	8	水野 直寿	社会福祉協議会事務局長	放課後児童クラブ・児童館 ファミリーサポートセンター
◎	9	渡辺 和子	主任児童委員	主任児童委員
○	10	田代久美子	御前崎小学校長	小学校校長代表
	11	松林 洋子	やまもも保育園長	民間保育園代表
	12	栗山 久子	はまおか幼稚園長	公立幼稚園代表
	13	横田留美子	白羽保育園長	公立保育園代表

◎：会長 ○：副会長

4 用語解説

※ページ番号は最初に掲載されているページを記載しています。

<あ行>

ICT (P40)

情報通信技術：Information and Communication Technologyのことで、インターネットやデジタル技術を活用した情報交換や処理を指します。教育やビジネス、医療など、多くの分野でICTを活用したサービスが発展しています。

アウトリーチ (P40)

特定のサービスや支援を必要としている人々に対して、積極的にアプローチする活動のことです。たとえば、医療、福祉、教育などの分野で、支援が必要な人々に手を差し伸べ、彼らが利用できるリソースやサービスを提供する活動を指します。

育児休業 (P25)

原則として子が1歳（一定の場合は、最長で2歳）に達するまで、申出により育児休業の取得が可能な制度です。また、産後8週間以内の期間に育児休業を取得した場合は、特別な事情がなくても申出により再度の育児休業取得が可能なパパ休暇や、父母ともに育児休業を取得する子が1歳2か月に達するまでの間の1年間取得できるパパ・ママ育休プラスの制度もあります。取得するには、育児休業申出の直前の1年間、同じ事業主に継続して雇用されていることが条件となっています。保育園に入所できなかった場合は1年6か月まで延長でき、最終的に2歳まで延長が可能です。

医療的ケア (P41)

障がいや病気のために日常的に医療行為を必要とする人々に対するケアです。具体的には、人工呼吸器の管理、吸引、経管栄養などの医療処置が含まれ、特に医療的支援が必要な子どもや高齢者に行われます。

NPO (P39)

非営利組織の略で、営利を目的とせず、社会的な問題解決や地域貢献を目的に活動する団体です。募金や寄付、助成金で運営され、教育、福祉、環境保護など、さまざまな分野で活動しています。

<か行>

学習障がい (LD) (P72)

読み書き能力や計算力など算数機能に関する特異的な発達障がいのひとつです。知的な遅れや視聴覚の障がいがなく、教育環境も整っており、また本人の努力にも問題がないにもかかわらず、「読み書き」や「計算」など特定の領域で学習の遅れがみられる状態を指しています。

キャリア教育（P 52）

学生が将来の職業選択に備え、必要な知識やスキルを学ぶ教育のことです。職業体験やインターンシップ、進路指導などを通じて、自分に合った仕事や職業に対する理解を深めることが目的です。

子ども・子育て関連3法（P 2）

「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号）「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（平成24年法律第66号）「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成24年法律第67号）の3法のことです。

<さ行>

自己肯定感（P 40）

自分の存在や行動を肯定的に評価する感覚のことです。「自分は価値のある存在だ」「自分はこれで良い」と感じられることが、精神的な安定や幸福感に繋がります。自己肯定感が低いと、自信喪失や精神的な問題に繋がることもあります。

次世代育成支援対策推進法（P 4）

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずるための法律です。

自閉症（P 72）

生まれつき脳の機能に何らかの障がいがあるために、他人との関係をうまく形成できない、言葉に発達の遅れがある、特定のものにこだわるなどの特徴を持つ障がいのことです。

スクールカウンセラー（P 40）

学校で子どもの心の健康や心理的な問題を支援する専門職です。子どもだけでなく、保護者や教師とも連携して、カウンセリングや相談業務を行います。

スクールソーシャルワーカー（P 40）

学校内で、社会福祉的な観点から子どもの問題を解決するために支援を行う職業です。家庭環境や社会的な背景による問題をサポートし、子どもが安心して学べる環境を整えます。

<た行>

待機児童（P 15）

保育所の入所申込をしているが定員に空きがなく、入所待ちとなっている児童のことです。調査日時点において家庭保育室に入所している場合や、他に入所可能な保育所があるにも関わらず特定の保育所を希望し待機している場合等は、待機児童数から除外します。

男女共同参画（P 43）

男女が平等に社会に参加し、役割や機会を公平に分かち合うことを目指す取り組みや考え方です。性別に関わらず、同じ機会や権利が与えられることを推進する政策や活動が行われています。

注意欠陥多動性障がい（ADHD）（P 72）

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力や衝動性、多動性を特徴とする行動の障がいです。

<な行>

認可保育所（P 15）

児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準（施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理等）を満たして都道府県知事に認可された施設です。

認定こども園（P 1）

教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持つ施設です。

<は行>

パブリック・コメント（意見公募手続）（P 5）

行政機関が政策の立案等を行う際、広く市民から、意見・情報・改善案（コメント）を求める手続きです。

PDCAサイクル（P 99）

業務プロセスの管理手法の一つで、計画(plan)→実行(do)→評価(check)→改善(act)という4段階の活動を繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善していく手法です。

放課後児童クラブ（P 17）

児童の保護者が就労などにより昼間家庭にいない場合に、放課後や夏休みなどの学校休業日に、家庭に代わる生活の場として適切な遊びや指導を行い、その児童の健全な育成を図ることを目的とする施設です。

<や行>

ヤングケアラー（P 4 1）

親や兄弟、祖父母など、家族の世話を行っている18歳未満の子どものことです。家事や介護、精神的なサポートを行うことが含まれますが、これが過度になると学業や社会生活に悪影響を及ぼすことがあります。

要保護児童等対策地域協議会（P 4 1）

虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るために、関係機関がその子どもやその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくために設けられた機関です。

<ら行>

ライフステージ（P 4 3）

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階のことです。

療育（P 4 1）

発達障がいや障がいを持つ子どもたちに対して、個々の特性に応じた治療と教育を組み合わせた支援を行うことです。療育は、子どもの発達を促進し、自立を目指すための重要な手段であり、言語訓練や社会的スキルのトレーニング、運動療法などが含まれます。

<わ行>

ワーク・ライフ・バランス（P 4 3）

「憲章」では、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会を目指すこととしています。



すべてのこども・若者が輝き
みんなの笑顔があふれるまち
おまえざき



御前崎市こども未来課

〒437-1692 御前崎市池新田 5585 番地

TEL 0537-85-1120 FAX 0537-85-6636

E-mail : kodomomirai@city.omaezaki.shizuoka.jp

